

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現況

#### 1. ごみ処理体制

平成27年度におけるごみ・資源物の分別区分と収集方法は、表2-1のとおりです。

平成27年1月から製品プラスチックの分別収集、平成27年4月から家庭系ごみの一部有料化を開始し、家庭系燃やすごみ（一部例外を除く）、燃えないごみについては、有料袋（指定収集袋）による排出となりました。

粗大ごみ、臨時ごみは申込みによる戸別収集方式ですが、その他のごみはクリーンステーション（ごみ集積所）収集方式です。

収集は、ごみ・資源物ともに直営と委託で実施しています。

また、クリーンステーションまでごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1度、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながらごみの収集を行う「声かけふれあい収集」を実施しています。

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが法令で定められています。市では収集を行わず、事業者が独自で収集・運搬、処理を行っています。

事業系ごみのうち燃やすごみと植木剪定材については、市の処理施設等にて受入れ、処理を行っています。

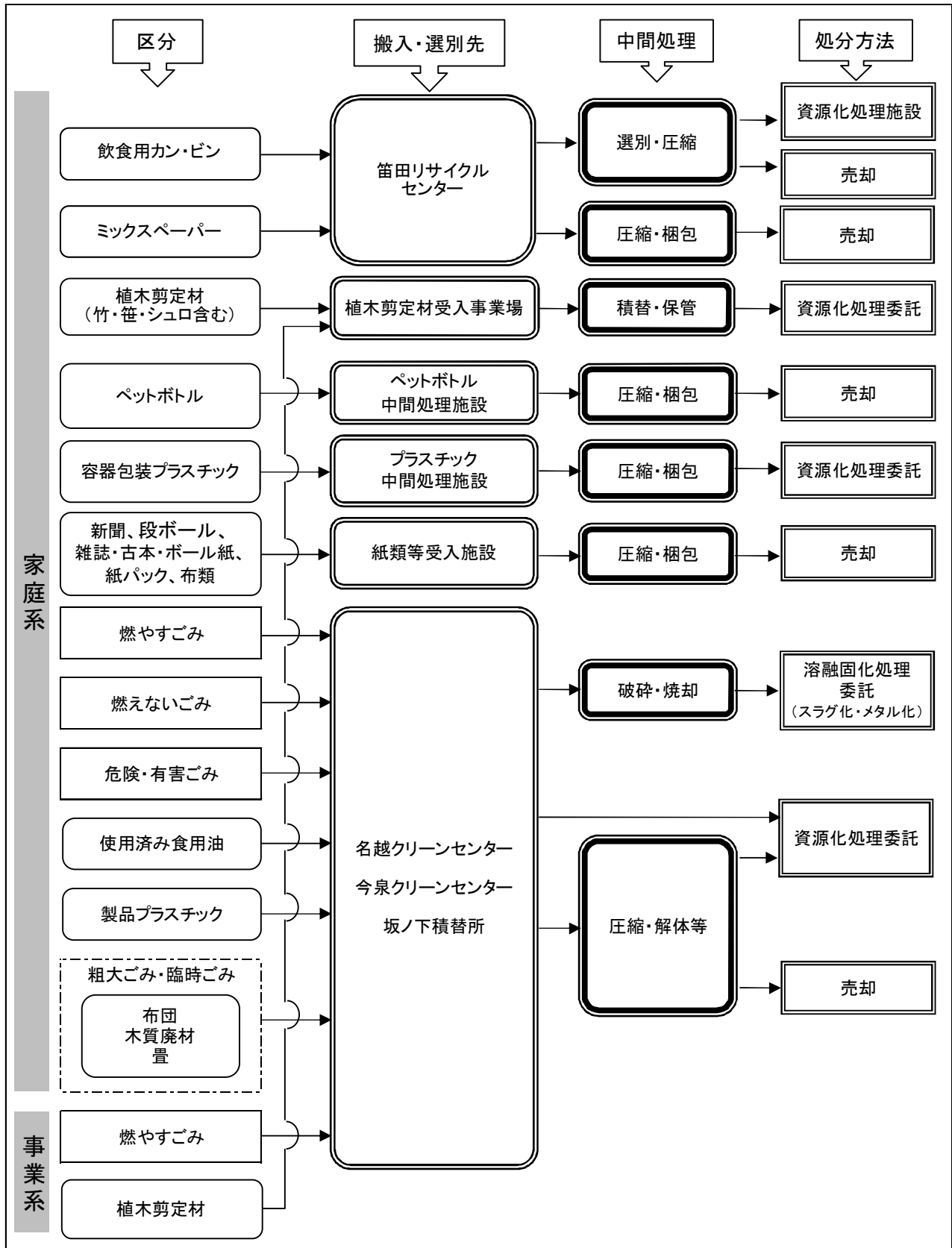
また、ごみ処理広域化については、葉山町を加えて平成28年5月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置するとともに、平成28年7月に覚書を締結しました。今後、ごみ処理広域連携に向けた具体的な役割分担や施策を検討していきます。

表2-1 ごみ・資源物の分別区分及び収集方法（平成28年4月現在）

		分別区分	排出方法	収集回数	収集方法
家庭系	資源物	飲食用カン・ビン	コンテナ	週1回	ステーション収集
		ペットボトル	透明・半透明袋	週1回	
		植木剪定材	透明・半透明袋、結束	週1回	
		布類	透明・半透明袋	週1回	
		使用済み食用油	ペットボトル	月1回	
		製品プラスチック	透明・半透明袋	月1回	
	紙類	ミックスペーパー	紙袋	週1回	ステーション収集・ 拠点回収
		新聞	結束	週1回	
		雑誌・古本・ボール紙	結束・紙袋（ボール紙のみ）	週1回	
		紙パック、段ボール	結束	週1回	
		容器包装プラスチック	透明・半透明袋	週1回	ステーション収集
	しりみ	燃やすごみ	有料袋（指定収集袋）	週2回	
		燃えないごみ	有料袋（指定収集袋）	月1回	
危険・有害ごみ		透明・半透明袋、紙包	月1回		
	粗大ごみ・臨時ごみ	—	随時	自ら運搬又は 戸別収集（予約制）	
事業系	資源物	資源化可能な古紙	搬入先や収集運搬業者の 指定する方法	随時	自ら運搬又は 許可業者、 資源化業者 への委託
		布類		随時	
		植木剪定材		随時	
	しりみ	燃やすごみ	搬入先や収集運搬業者の 指定する方法	随時	

分別区分ごとの中間処理及び処分方法は図2-1のとおりです。

図2-1 分別区分ごとの中間処理及び処分方法（平成28年4月現在）

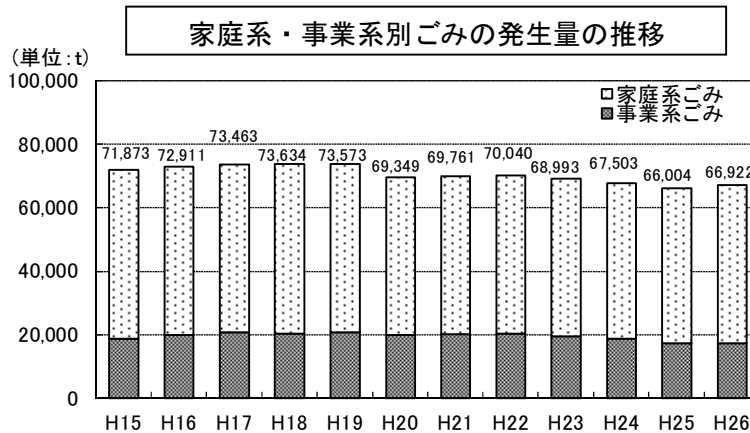


区分凡例：  
  …資源物  
  …ごみ

## 2. ごみ処理の実績

ごみ処理の実績は次のとおりです。なお、実績値は国・県への報告数値に基づき作成しています。

### (1) ごみの発生量の推移

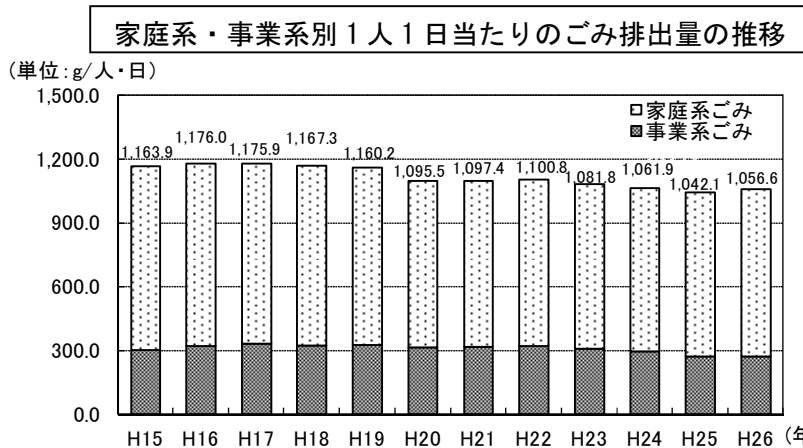


全体では、平成19年度以降、やや減少傾向となっています。内訳を見ると、家庭系ごみはやや減少傾向で、平成26年度は49,647tであり、事業系ごみは平成23年度以降減少傾向で、平成26年度は17,275tです。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家庭系ごみ	53,321	53,079	52,857	53,316	52,985	49,470	49,636	49,702	49,483	48,797	48,779	49,647
事業系ごみ	18,552	19,832	20,606	20,318	20,588	19,879	20,125	20,338	19,510	18,706	17,225	17,275
合計	71,873	72,911	73,463	73,634	73,573	69,349	69,761	70,040	68,993	67,503	66,004	66,922

※市が処理する一般廃棄物の量

### (2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

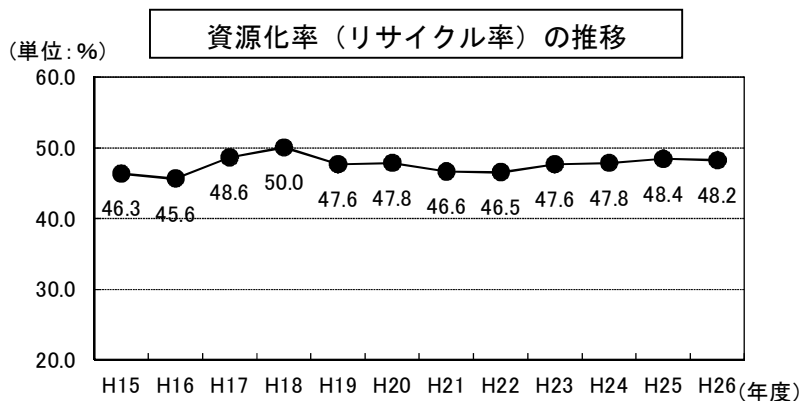


ごみの発生量と同様に、全体では、平成17年度以降、やや減少傾向となっています。平成26年度の家庭系ごみは783.8g/人・日、事業系ごみは272.7g/人・日まで減少しています。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家庭系ごみ	863.5	856.1	846.1	845.2	835.5	781.5	780.8	781.2	775.9	767.6	770.2	783.8
事業系ごみ	300.4	319.9	329.8	322.1	324.7	314.0	316.6	319.7	305.9	294.3	272.0	272.7
合計	1,163.9	1,176.0	1,175.9	1,167.3	1,160.2	1,095.5	1,097.4	1,100.8	1,081.8	1,061.9	1,042.1	1,056.6

※市が処理する一般廃棄物の量/人口は国勢調査を基礎として推計

### (3) 資源化率（リサイクル率）の推移

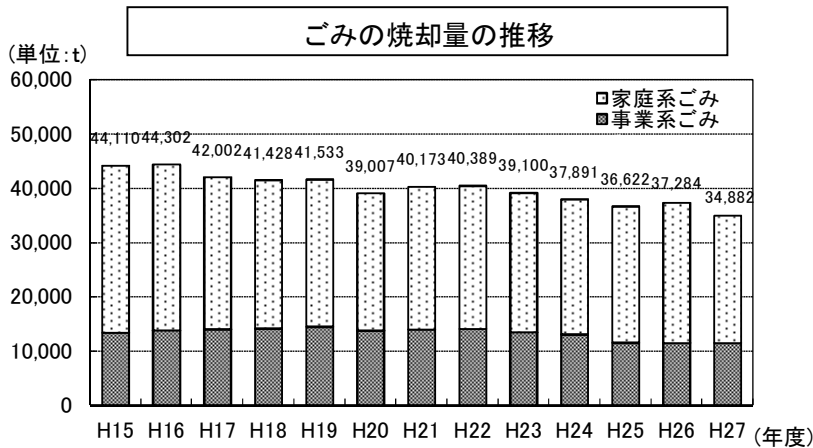


資源化率(リサイクル率)は、人口10万人以上の市町村の中で全国トップレベルとなっています。

平成26年度は48.2%であり、そのうち約16%分は植木剪定材の資源化によるものです。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
資源化率	46.3	45.6	48.6	50.0	47.6	47.8	46.6	46.5	47.6	47.8	48.4	48.2

#### (4) ごみ焼却量の推移



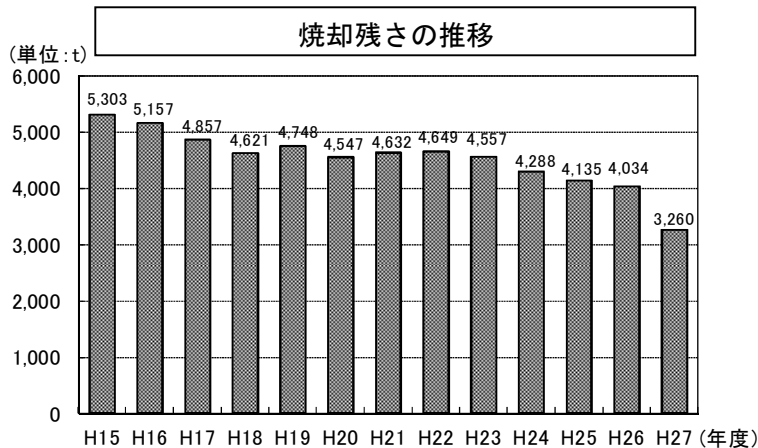
全体では、平成22年度以降減少傾向となっています。

内訳をみると家庭系ごみは減少傾向であり、有料化を実施した平成27年度は23,432 tまで減少しています。

事業系ごみは平成25年1月のごみ検査機導入により、平成27年度は11,450 tまで減少しています。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭系ごみ	30,795	30,520	28,043	27,381	27,117	25,269	26,272	26,371	25,698	24,890	25,109	25,823	23,432
事業系ごみ	13,315	13,782	13,959	14,047	14,416	13,738	13,901	14,018	13,402	13,001	11,513	11,461	11,450
合計	44,110	44,302	42,002	41,428	41,533	39,007	40,173	40,389	39,100	37,891	36,622	37,284	34,882

#### (5) 最終処分

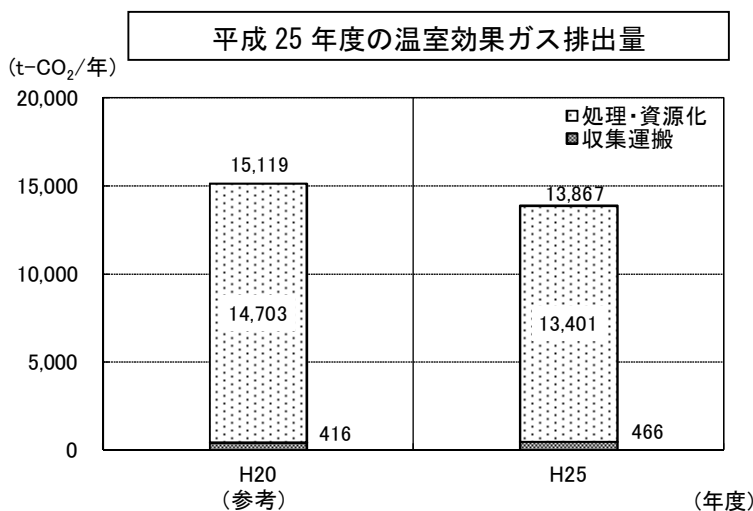


焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため、平成12年度から焼却残さの全量を溶融固化処理しており、最終処分に係る埋め立ては行っていません。

各年度の処理量は焼却量と比例して、平成15年度以降減少傾向であり、平成27年度は3,260 tとなっています。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
焼却残さ	5,303	5,157	4,857	4,621	4,748	4,547	4,632	4,649	4,557	4,288	4,135	4,034	3,260

#### (6) 温室効果ガス排出量（環境負荷）の推移



環境負荷のうち、平成25年度の温室効果ガス排出量については、13,867 t-CO<sub>2</sub>となっています。算定範囲は全品目の収集運搬、処理・資源化の際の排出量（市域外を含む）としています。

ごみの総排出量や焼却量の減少に伴い、温室効果ガス排出量についても減少傾向にあると考えられます。

※ 平成20年度の温室効果ガス排出量推計は、笹田リサイクルセンターなどの中継施設から資源化・処理施設までの運搬時（二次輸送時）に発生する排出量を含んでいないため、平成25年度の排出量においても除外した値を使用しています。

(7) ごみ処理コスト

平成26年度までのごみ処理の収集・処理コストは表2-2のとおりです。

平成24年度からコストが増大していますが、消費税の増税（平成26年4月に5%から8%に増税）、名越クリーンセンター基幹的設備改良工事に伴う経費（減価償却費等）、委託業者の収集・処理単価の値上げ、一部地域で戸別収集モデル事業を実施したことなどが要因です。収集・処理単価については、毎年度見直しを行い、より環境負荷や処理コストの低減に努める必要があります。

表2-2 ごみ処理の収集・処理コスト

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口(10月1日)	174,162人	173,523人	173,530人
世帯数(10月1日)	73,226世帯	73,328世帯	73,701世帯
経費	3,300,578,018円	3,434,077,429円	3,599,174,586円
収集・処理量	67,503t	66,004t	66,922t
ごみ	2,248,670,667円	2,324,500,380円	2,451,684,971円
	40,556t	39,323t	40,186t
1人当たり原価	12,911円	13,396円	14,128円
燃やすごみ 粗大ごみ 臨時ごみ	2,087,797,230円	2,154,797,194円	2,264,966,655円
	39,101t	37,821t	38,311t
燃えないごみ 危険有害ごみ 食用油	160,873,437円	169,703,186円	186,718,316円
	1,455t	1,502t	1,875t
資源物	1,051,907,351円	1,109,577,049円	1,147,489,615円
	26,947t	26,681t	26,736t
1人当たり原価	6,040円	6,394円	6,613円
飲食用カン・ビン	211,799,784円	211,869,267円	220,989,030円
	2,095t	2,101t	2,079t
新聞、段ボール 雑誌・ボール紙 布類	177,920,556円	181,582,352円	188,015,618円
	8,707t	8,693t	8,620t
ミックスペーパー 紙パック	133,209,413円	130,502,260円	137,630,008円
	2,604t	2,479t	2,436t
植木剪定材	227,411,519円	283,959,146円	300,439,284円
	10,867t	10,716t	10,897t
ペットボトル	114,866,756円	107,465,043円	95,709,960円
	511t	514t	503t
容器包装 プラスチック	186,699,323円	194,198,981円	200,568,800円
	2,163t	2,178t	2,188t
製品 プラスチック	—	—	4,136,915円
	—	—	13t

※ ごみ処理コストは、環境省の一般会計基準に準じて算出した結果です。

(8) 主な資源物の売却額

平成27年度までの主な資源物の売却額は表2-3のとおりです。

資源物の売却益は、市場の動向により変動しており、入札等により売却額が高く、適正処理できる業者を選択しています。

表2-3 主な資源物の売却額

品目	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	売却量(kg)	金額(円)	売却量(kg)	金額(円)	売却量(kg)	金額(円)
ペットボトル	514,130	15,839,615	503,370	21,745,584	505,100	13,637,700
アルミ缶	177,630	24,685,132	171,820	31,311,671	170,920	25,179,366
スチール缶	252,090	7,814,861	239,210	7,452,857	219,770	4,561,712
リターナブルビン	15,021	241	13,307	187	12,981	25,957
新聞	2,506,280	18,421,155	2,240,900	21,781,545	2,074,790	24,648,500
雑誌・ボール紙	3,071,130	12,898,746	3,143,510	20,369,943	3,093,810	23,333,652
段ボール	1,978,060	10,384,811	2,019,700	15,268,927	1,974,310	16,525,170
古布	935,130	6,873,203	1,055,640	7,980,633	1,020,460	7,157,869
使用済み食用油	37,950	1,793,135	38,950	1,261,980	43,710	1,085,751
ミックスペーパー	2,372,090	11,563,563	2,337,680	15,973,866	2,352,310	29,838,824
紙パック	106,630	1,847,360	98,110	1,748,316	93,470	2,372,264
製品プラスチック	—	—	13,080	130,800	82,650	826,500
合計	11,966,141	112,121,822	11,875,277	145,026,309	11,644,281	149,193,265

(9) 家庭系ごみの有料化に伴うごみ処理手数料

平成27年4月から、ごみの発生抑制を目的として家庭系燃やすごみ・燃えないごみの有料化を実施しています。

有料化に伴うごみ処理手数料（指定収集袋の売上金）の用途については、有料袋の作成費用や、ごみ減量・資源化に関する施策に使用するほか、ごみ処理施設の建設費用に充当するための基金に積立てています。

※平成27年度有料化に伴うごみ処理手数料

（歳入）指定収集袋の売上金	318,789,000円
（歳出）袋作成、流通に関する費用・啓発事業等	122,238,517円
一般廃棄物処理施設建設基金への積立	196,550,483円

## 第2節 これまでのごみ処理の評価

循環型社会構築に向けた3R指標及び地球温暖化防止に向けた環境負荷の指標に対し、目標値の進捗状況は表2-4のとおりです。

### (1) ごみ総排出量

平成26年度の実績では、基準年度から6.89%削減の66,922tとなっており、目標値に対して6,434tの削減が必要な状況でした。平成27年度については、平成27年4月からの家庭系ごみ有料化などの施策により、家庭系ごみの削減が図れましたが、事業系ごみは分別徹底や多量排出事業所による生ごみ資源化などによる削減効果が見込めず、目標値を達成することができない状況です。

### (2) 資源化率（リサイクル率）

平成26年度の実績では、基準年度から1.9ポイント増加しており、人口10万人以上の市町村の中で、全国トップレベルとなっています。これは、容器包装プラスチックなど新たな分別収集の浸透や、分別に対する市民の協力による結果と考えられます。平成27年度については、家庭系ごみ有料化などの施策により、ごみの総排出量の減少と容器包装プラスチックをはじめとする資源物のさらなる分別が見込まれることから、目標値を達成することが想定されます。

### (3) 焼却量

平成26年度の焼却量は、平成25年度に比べて約660トン増加しましたが、これは家庭系ごみ有料化実施前の駆け込み排出の影響によるものと考えられます。

平成27年度については、家庭系ごみ有料化などの施策により、平成26年度に比べて約2,400トンの削減が図れましたが、新たな減量・資源化方策や事業系ごみの削減施策が当初見込んだ削減効果を達成できなかったことから、基準年度から20.46%削減の34,882tとなり、目標値に対して約5,000トン削減の達成が図れませんでした。

ただし、この数値には年度前半に焼却した有料化実施前の駆け込み排出分が含まれているため、収集量と持込みごみ等から試算し、平成27年度のごみ焼却量は32,928トンと推計しています。

### (4) 温室効果ガス排出量

平成25年度の実績では、基準年度から8.28%削減の13,867t-CO<sub>2</sub>となっています。平成27年度については、「ごみの総排出量」や「焼却量」が目標値に至らなかったことなどから、目標を達成することができない状況です。

表 2-4 第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画  
(中間見直し) 再構築における目標と進捗状況

	項目 (目指す方向)	基準年度	実績値			目標値
		平成 15 年度	平成 25 年度 【基準年度比】	平成 26 年度 【基準年度比】	平成 27 年度 【基準年度比】	平成 27 年度 【基準年度比】
3 R 指標	ごみの 総排出量 (-)	71,873t	66,004t 【8.17%削減】	66,922t 【6.89%削減】	—	60,488t 【約16%削減】
	資源化率 (リサイクル率) (+)	46.3%	48.4%	48.2%	—	約50%
	焼却量 <sup>※1</sup> (-)	43,855t	36,622t 【16.49%削減】	37,284t 【14.98%削減】	34,882t 【20.46%削減】 駆け込み増量分 除く推計 <sup>※4</sup> 32,928t 【24.92%削減】	29,923t 【約32%削減】
環境 負荷 の 指標	温室効果ガス 排出量 <sup>※2</sup> (-)	15,119t-CO <sub>2</sub> (平成 20 年度)	13,867t-CO <sub>2</sub> <sup>※3</sup> 【8.28%削減】	—	—	11,584t-CO <sub>2</sub> 【約23%削減】

- ※1 焼却量は、市内及び市外焼却施設での焼却分を対象としています。(不燃残さの焼却分を除く)  
平成 15 年度の焼却量には、市施設・市清掃に伴う数値を含みません。
- ※2 環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針(平成 20 年 6 月改定)」にて、地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの排出量の削減について配慮するよう求められていることから、「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)」において追加しました。
- ※3 温室効果ガスの算定は、市が委託等により把握している収集運搬、資源化処理について計算しています。平成 20 年度における温室効果ガス排出量の推計は、笛田リサイクルセンターなどの中継施設から資源化・処理施設までの運搬時(二次輸送時)に発生する排出量を含んでいないため、平成 25 年度の排出量においても除外した値を使用しています。
- ※4 平成 27 年度における家庭系収集量実績 20,092t 及び事業系ごみ収集量実績 10,892t に、持込み量推計 1,944t(平成 24 年度から平成 26 年度までの持込み平均)を加算して焼却量推計値 32,928t(駆け込み増量分を除く)を算出しました。



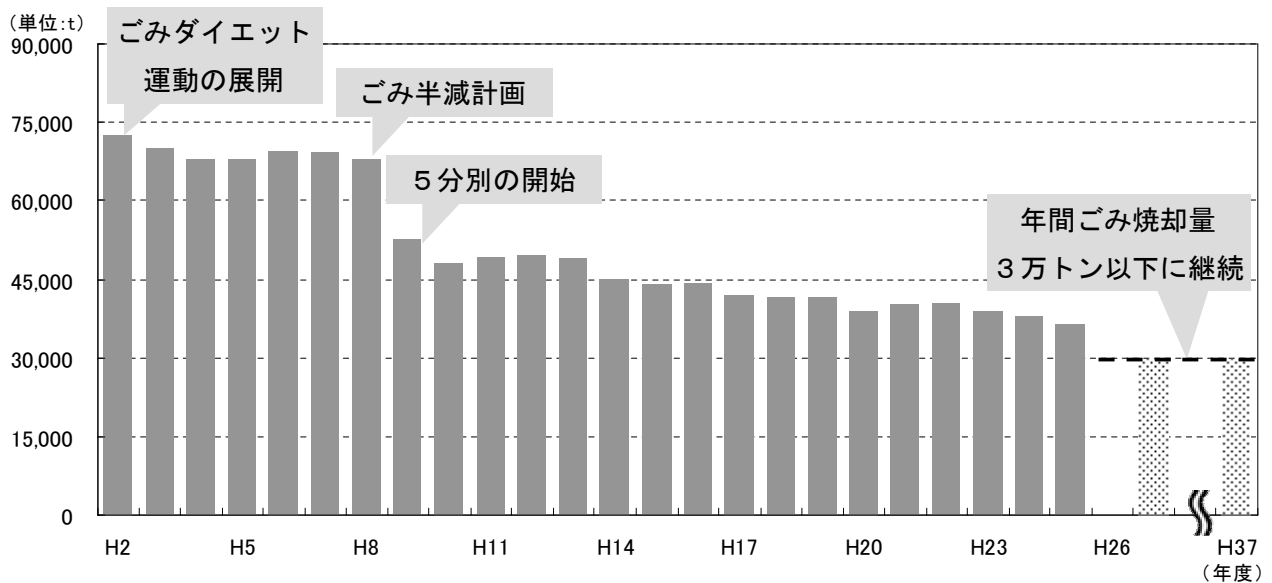
### 第3節 ごみ処理に関する課題

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築や焼却施設の老朽化、本市内の最終処分場問題を背景として、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざし、ごみの減量と資源化に積極的に取り組んできました。特にごみ焼却量については、平成2年度からの「ごみダイエット運動」の展開、平成8年度の「ごみ半減計画」の策定などを経て、平成25年度は平成2年度からほぼ半減の約36,000トンとなりました。

しかし、平成27年3月に今泉クリーンセンターが稼働を停止し、焼却許容量が減少したため、新ごみ焼却施設稼働予定の平成37年度まで焼却量を年間30,000トン以下に削減し、それを維持することが大きな課題として挙げられます。

引き続きごみの減量、特に燃やすごみの減量に努めるため、これまでのごみ処理に関する現状把握や従来の課題に加えて、本計画策定に当たって実施した各種調査結果（市民・事業所アンケート、ワークショップ、ごみ組成調査など）を踏まえ、取り組むべき課題を以下にまとめます。

図2-2 ごみ焼却量の推移



#### 1. ごみの減量・資源化に関する課題

##### (1) 家庭系ごみ

###### ①リデュース、リユースの市民生活への浸透

平成15年度以降、家庭系ごみの発生量はやや減少傾向にありますが、市全体の人口も減少しているため、1人1日当たりの排出量（排出原単位）は近年横ばいの状況です。家庭系ごみは本市全体の総排出量の約7割を占めており、さらなる減量が必要です。

ごみ減量・資源化を進めるための3Rの取組みの重要度に関する市民アンケート調査結果では、「リデュース」が約46%、「リユース」が約16%、「リサイクル」が約38%となっています。しかしながら、3Rの優先順位はリデュース、リユース、リサイクルの順であるため、2R（リデュース、リユース）の意識をさらに浸透していくことが重要となります。また、市の不用品登録制度のほか、フリーマーケットやインターネットオークション、リサイクルショップなど民間の活動が徐々に拡大しつつあるものの、さらにリユースをより身近に感じ、取組みの実践につながるよう促すことが必要です。

また、100円均一などの低価格ショップの普及やインターネットによる流通の多様化、新しい商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェアなど、モノに対する新たな価値観の変化も踏まえた2Rの普及も大切です。

## ②生ごみの減量

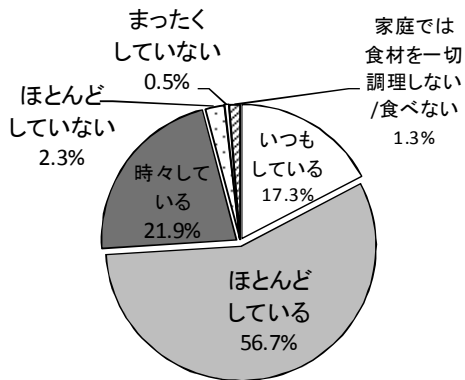
燃やすごみの約5割を占める生ごみの減量に向けて、生ごみ処理機の購入者に対してその購入費の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を実施しており、他市と比較して高い助成率で普及促進を図ってきました。また、平成24年7月からは、市役所で一部の生ごみ処理機を直接購入できる制度を開始し、平成27年度末の普及率は推計で19.1%となりました。

今後は、生ごみ処理機のさらなる普及促進を図るとともに、生ごみの約8割が水分であるため、水切りの周知徹底が効果的と考えられます。また、食品ロスの削減は社会問題となっており、市内の燃やすごみの中に手つかず食品が多く廃棄されているという現状から、家庭での計画的な食材の購入、保存、調理の工夫を普及啓発するとともに、食べ物を無駄にしない意識の浸透を図ることが必要です。

表 2-5 生ごみ処理機の助成制度概要

制度名	生ごみ処理機購入費補助制度(平成3年1月～)	生ごみ処理機直接販売制度(平成24年7月～)
概要	各自で機器を購入後、申請書に領収書を添えて市に提出。後日、指定口座に助成額を振込み。 <助成率(上限4万円)> 非電動型…購入額の90% 電動型…購入額の75%	非電動型の一部の機器は、市役所ごみ減量対策課で購入可能。購入後、市の契約業者から自宅に配送。(平成27年度現在5機種対象) <購入額> 市販価格の1割程度

図 2-3 家庭での食材使い切り・食べきりの心がけ



資料：「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート結果」（平成 26 年度）



写真：燃やすごみとして排出された手つかず食品  
「家庭系ごみ質組成調査」（平成 26 年度）

＜コラム：食品ロスの削減ワークショップ＞

市民、市内食品関連事業者の方を対象に、家庭や店舗における食品ロス削減に向けたワークショップを開催しました。

講演では、食を大切にする精神や、栄養を考えた計画的な食材の購入について学んだ後、食べ物の無駄をなくすためにどうすれば良いかを話し合いました。食材の工夫について参加者同士の発見があり、食育などの食の伝承が大切であることや、店舗でのメニューの工夫や鎌倉らしいドギーバッグの推進などのアイデアが提案されました。



写真：ワークショップの様子（平成 26 年度）

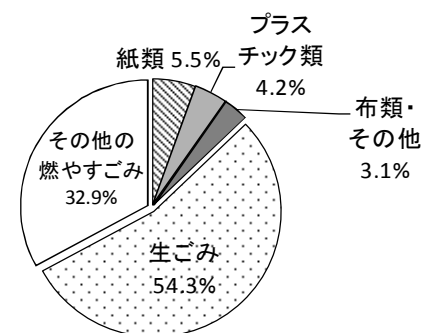
③分別の徹底

本市はこれまで、資源物の分別収集、資源化を積極的に推進しており、市民の皆様のご協力のおかげで、リサイクル率は人口 10 万人以上の市町村の中で全国トップレベルを維持しています。

また市民アンケート調査結果でも、96.4%が「きちんと分別している」、「ほぼ分別している」と回答しており、分別に対する市民の非常に高い意識がうかがえます。

家庭系ごみ質組成調査において、有料化実施前後で燃やすごみの資源物混入割合が平均約 26% から約 13% に減少していますが、地区により数値に差があり、混入率が高いところも見受けられます。また、ミックスペーパーや容器包装プラスチック等の品目については、分別が分かりにくいという意見も多くいただいています。周知に当たっては、近年の有料化等の変更点を踏まえて、「資源物とごみの分け方・出し方」パンフレットで写真等によ

図 2-4 家庭系燃やすごみの中の資源物の混入割合



資料：「家庭系ごみ質組成調査結果」（平成 27 年度）

る具体例を掲載して解説するとともに、今後も分かりやすい周知を図っていく必要があります。

## (2) 事業系ごみ

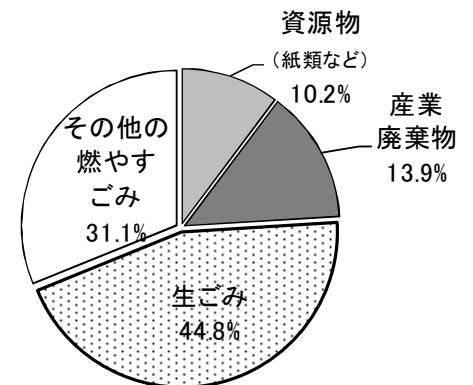
### ①適正排出の徹底

本市の焼却施設に搬入される事業系燃やすごみのうち、約24%が資源物や産業廃棄物（プラスチック類など）となっており、家庭系燃やすごみの中の資源物の混入割合約13%と比較すると高い混入率となっています。

事業活動に伴い、ごみが一定量以上排出される多量排出事業所に対しては、「減量化及び資源化計画書」の市への提出を義務付けるとともに、毎年度の現地調査を実施し、発生抑制や分別について指導してきました。

また、平成25年1月から自走式コンベアごみ投入検査機を導入し、ごみの展開検査の強化や事業者への訪問指導を行うことにより、当初ごみの量は約1割削減されましたが、計画で見込んだ削減量には至っていない状況です。平成26年10月には、事業系手数料をキログラム当たり13円から21円に値上げしましたが、大きな削減効果は見られませんでした。事業系ごみについては、依然として資源物等の混入が見受けられるため、より効果のある手法により排出事業者等への適正排出の指導を強化していくことが重要です。

図2-5 事業系燃やすごみの中の資源物等の混入割合



資料：「事業系燃やすごみ組成調査結果」  
(平成27年度)

### ②生ごみの減量、資源化

平成12年から食品リサイクル法が施行されたものの、市内事業所においては生ごみの資源化や大型生ごみ処理機の導入の事例は少数です。

また、多量排出事業所には事業系大型生ごみ処理機の補助制度の活用を呼びかけ、生ごみの資源化を指導してきましたが、採算性の課題や近隣に食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者が不足していることなどから効果が出ていないため、引き続き対応策を検討する必要があります。

また、本市は飲食業者が比較的多いため、食品ロスの削減に向け、外食で食べきりについて意識の普及を行うとともに、市民から要望の多い小盛りメニューの導入、持ち帰りの浸透等について飲食業者と協力し、検討していく必要があります。

### ③拡大生産者責任に基づくごみの減量、適正処理

市民アンケート調査によると、家庭ごみの発生抑制を行うためには、簡易包装や量り

売りなど包装の少ないスーパー、店舗を広めることが大切であるとの意見が最も多く挙げられました。また、拡大生産者責任に基づき、生産者に対して、製品・容器の耐久性の向上、修理実施体制の充実、使用済み製品の引き取り、リサイクルの推進などについて求めていく必要があります。

## 2. 3Rの推進に向けた情報発信に関する課題

### (1) 情報ツールの活用

これまで、市の広報紙「広報かまくら」やホームページ、ごみの情報紙「鎌倉ごみ減量通信」での啓発のほか、自治・町内会における説明会、支所等における「ごみダイエット展」やクリーンステーションの排出指導等を実施してきました。

市民アンケート調査結果からは、ごみに関して市民が得ている情報源は「広報かまくら」が最も多く、次いで市のパンフレット等であり、全体的には紙媒体が多いようです。しかしながら、インターネットの浸透やスマートフォンの普及など情報ツールが変化しており、若年層に対して従来の行政の広報では啓発が不足していることから、若年層対象のワークショップによる意見を踏まえ、誰もが情報を得られるような情報ツールの多様化を図り、若年層の興味関心を引くように内容を工夫していくことが必要です。

#### <コラム：若年層対象ワークショップ>

鎌倉女子大学のご協力のもと、ごみに関する情報発信や身近なリユースの取組みについて、ワークショップを行いました。

SNSの活用やごみの手選別体験、タレントの起用など、興味関心を引く方法や利便性を踏まえた、若年層ならではのアイデアをいただきました。



写真：ワークショップの様子（平成26年度）

### (2) 情報内容の充実

#### ①市民への啓発

啓発においては、写真や画像の活用による誰もが分かりやすい情報提供のほか、ごみの減量・リサイクルなどのアイデアの紹介、2R（リデュース、リユース）に重点をおいた3Rに関する情報発信、リサイクルの意義や疑問について解説するなど、内容の充実に努めていく必要があります。

#### ②環境教育の充実

本市はこれまで、市内の保育園児、幼稚園児及び小中学校の児童生徒を対象に、紙

芝居やゲーム、スライドを用いた出前講座や、処理施設の見学を合わせた学習などを積極的に行ってきました。(平成27年度実績 15回1,029人)

3Rの取組みの実践、ライフスタイルへの定着へとつなげるためには、幼少期からの啓発や処理施設見学といった体験型の啓発が効果的と考えられ、今後とも教育現場と連携し、環境教育の充実を図る必要があります。

### ③事業者への啓発

事業系ごみの多くは、排出事業者と収集運搬業者が契約して収集しています。細かい分別区分は契約ごとに異なっているため、市では分別の概要を周知してきました。

しかしながら、事業者アンケート調査結果や事業所のごみ減量ワークショップの意見によると、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組み事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供が必要です。

#### <コラム：事業所のごみ減量ワークショップ>

市内事業者を対象に、事業所からのごみ減量を考えるワークショップを開催しました。

飲食店や医療・福祉など様々な業種の方にご参加いただき、社内の分別意識の向上、紙ごみの分別などの共通の課題や、紙おむつなど業種独自の悩みなどについて活発に意見交換が行われ、通常業務であまり気にしない「ごみ」の情報共有の場としてご好評いただきました。



写真：ワークショップの様子（平成26年度）

## 3. 循環型社会形成のためのごみ処理体制に関する課題

### (1) ごみ処理施設の整備

新ごみ焼却施設の整備については、循環型社会形成の推進やエネルギーの利用、災害対策など、廃棄物処理を取り巻く状況の変化を考慮した処理体制の構築が必要となります。建設に当たっては、安全・安心で、環境に十分配慮し、市民に愛され、地域に開かれた施設を目指すこととしています。また、その他のごみ処理施設のあり方についても検討していくことが必要です。

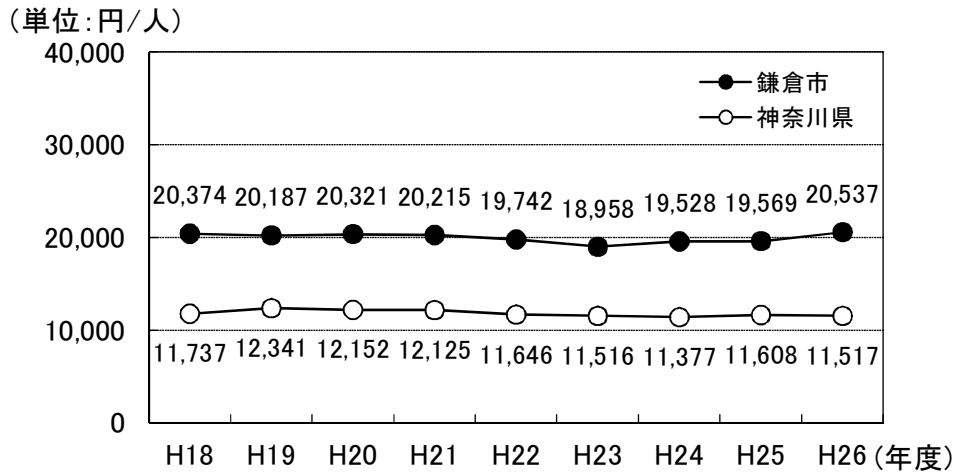
### (2) ごみ処理経費の削減

本市におけるごみ処理経費は神奈川県平均を上回っており、この要因として、本市は谷戸など入り組んだ地形が多く収集効率が良くないこと、中間処理後の焼却残さ・不燃残さの全量を熔融固化処理していることや、多くの品目を資源化処理しているこ

とに伴う収集運搬や中間処理の経費が挙げられます。

平成12年3月に鎌倉市一般廃棄物最終処分場への埋め立てを終了した後、新たな処分場の整備が困難な状況にあるため、引き続き全量溶融固化・資源化処理体制を維持することとなりますが、将来的に予想される新たなごみ焼却施設の整備などの財源への負担に備え、収集運搬や中間処理の効率的な運用、見直しによって、ごみ処理経費の軽減を図る必要があります。

図2-6 本市のごみ処理経費の推移と神奈川県平均との比較



※経費は処理及び維持管理費を計上/人口は国勢調査を基礎として推計  
資料:「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」

### (3) 適正処理やりサイクルに向けた支援

#### ①社会状況への対応

本市はこれまで、日々のごみの排出が困難な高齢者や障害者の負担を軽減し、衛生的な生活環境の保持や高齢者の福祉の増進を図るため、市職員が戸別訪問してごみや資源物の収集を行い、安否確認を行う「声かけふれあい収集」を実施しており、近年対象者数が増加してきています。(平成27年実績対象 526世帯 650人)

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の弱者に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。また近年、買い物に出かけることが困難な高齢者等を中心に、コンビニやスーパーによる配達サービスは拡大していく傾向があり、配達サービスの流通販売過程における発生抑制は、日常的なごみの減量に寄与する可能性があります。

表2-6 鎌倉市の高齢化率の推計

高齢化率		平成27年	平成29年	平成33年	平成38年
			30.4%	30.7%	30.6%
内訳	65～74歳	14.9%	14.4%	13.1%	10.8%
	75歳以上	15.5%	16.3%	17.5%	19.3%

資料:「鎌倉市将来人口推計調査」各年1月1日現在

## ②新たな資源化の検討

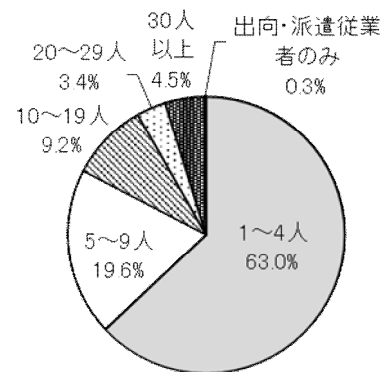
本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」をめざし、植木剪定材、布団・畳、木くず、製品プラスチックの資源化など、他市に先駆けて積極的に資源化を推進してきました。

今後は、「鎌倉市の最適な資源化のあり方について（平成26年6月）」にて評価を行った環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民目線、他市動向などを考慮し、社会経済情勢や処理の技術動向を踏まえて、引き続き新たな資源化を検討する必要があります。

## ③小規模事業所への対応

本市は小規模事業所が多く、事業所アンケート調査からも「事業系ごみとしてまとめるほど量が多くない（家庭系ごみとして出している）」という意見があり、統計上も従業員数が1～4人の小規模事業所が最も多くなっています。事業系ごみの自己責任による処理を明確にしたうえで、適正処理の推進に向けた取組みを検討する必要があります。

図2-7 本市の従業員規模別事業所数



資料：「経済センサス活動調査」（平成24年）

## 4. 環境負荷の低減に関する課題

「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（2003年度版環境省）の算定方法をベースに市域における温室効果ガス排出量を推計すると、平成25年度における市域全体の排出量のうち、全体の約4.3%が廃棄物の焼却や下水処理を対象とする廃棄物部門から排出されています。地球温暖化防止の取組みを進めるためには、廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化の過程で発生する温室効果ガスの抑制を図る必要があります。

## 5. 市民、事業者、滞在者、行政とのパートナーシップに関する課題

パートナーシップ事業の一環である鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度においては、推進員が廃棄物の減量・資源化の地域社会のリーダーとしての役割を担い、また市民、事業者、市とのパイプ役として、情報の共有や意見交換、啓発や排出指導などを実施してきました。

また、3Rを推進する自治・町内会への奨励金制度の実施や、NPO法人等の市民団体と連携し、ごみの減量・資源化のイベントや周知を図るとともに、事業者に対しては、商工会議所や同業者組合、商店街などの関係団体への説明会やチラシでの周知などを行ってきました。



今後とも、市民、事業者、行政が各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するような気運を高めていくとともに、情報の共有や協力により、それぞれの取組みをつなげ、さらなる協働の強化を図っていくことが重要です。

さらに、本市には年間 2,000 万人前後の観光客が訪れており、近年増加傾向にある海外からの観光客への対応を含め、滞在時にごみの持ち帰りを呼びかける必要があります。市外からの通勤・通学者についても、ごみの持ち帰りや発生抑制、本市における分別ルールの徹底などの協力を促すことが必要です。

表 2-7 延入込観光客

	延入込観光客数 (人)
平成16年	18,155,319
平成17年	18,401,674
平成18年	18,455,281
平成19年	18,685,598
平成20年	19,344,470
平成21年	18,833,713
平成22年	19,486,481
平成23年	18,110,868
平成24年	19,743,182
平成25年	23,083,038
平成26年	21,956,245

資料：「神奈川県入込観光客調査報告書」

## 第4節 基本理念と基本方針

### 1. 基本理念

本市は、焼却施設の老朽化を背景として、焼却量を削減するとともに、新ごみ焼却施設を整備し、将来にわたり安定したごみ処理を行うことが求められています。そして、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しています。

これまで本市は、市民、事業者の皆様のご協力のもと、ごみの分別やリサイクルを進めてきた結果、全国でトップレベルのリサイクル率を維持してきました。これからは、ごみそのものを減らすために、必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会を形成していくことを基本理念として掲げます。

**基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」  
の実現を目指して  
～モノを大切にして 心豊かな生活を～**

### 2. 基本方針

ごみ処理基本計画における基本方針は次のとおりです。

基本  
方針  
1

#### ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

ごみそのものを減らすため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rのさらなる充実を図るとともに、資源の有効利用の観点から、再生利用（リサイクル）も引き続き推進していきます。



※3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが大切です

基本  
方針  
2

#### ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

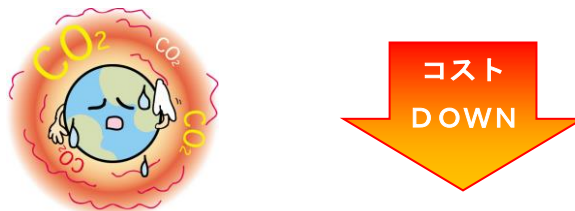
市民や事業者の環境に対する意識をさらに醸成していくとともに、3Rの具体的な取組み方法を各々が認識し、日常で実践につなげられるよう、きめ細かで多様な情報提供や普及啓発活動、環境教育に積極的に取り組みます。



基本方針  
3

## 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

ごみの発生抑制の取組みを進めたうえで排出される廃棄物については、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストによる財源負担を軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立に努めます。



基本方針  
4

## 市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

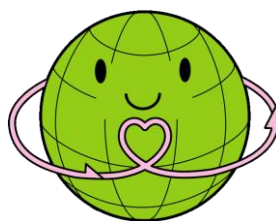
多様な市民ニーズに合わせた効率的な処理体制を構築することで行政サービスの向上を目指すとともに、事業者の適正処理を促す環境の整備を図ります。



基本方針  
5

## 市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

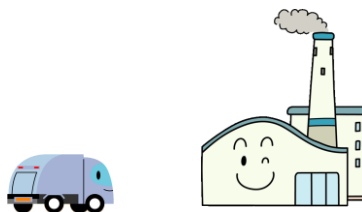
市民、事業者、行政が、各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するとともに、滞在者や関係機関と協力・調整を行いながら、連携・協働の強化を図ります。



基本方針  
6

## 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

既存の焼却施設全体の老朽化を踏まえ、将来にわたり安定的な処理を行うため、新ごみ焼却施設の整備を進めます。また、リサイクル施設などその他のごみ処理施設のあり方についても検討を進めます。



## 第5節 基本方針に基づく施策の展開

### 1. 施策の体系

基本方針に基づく施策の体系は次のとおりです。

基本  
方針  
1

#### ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策1-1 リデュース（発生抑制） の推進	(1) 家庭における食品ロスの削減	◎		○	拡充
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減		◎	○	新規
	(3) 水切りの普及啓発	◎	◎	○	拡充
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	◎		○	拡充
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進		◎	○	拡充
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上		◎	○	新規
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○	○	◎	継続
施策1-2 リユース（再使用） の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○		◎	拡充
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供		○	◎	継続
施策1-3 リサイクル（再生利用） の推進	(1) ごみと資源物の分別徹底	◎	◎	○	継続
	(2) 新たな資源化の検討			◎	継続
	(3) 店舗等の店頭回収の促進		◎	○	継続

基本  
方針  
2

#### ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○		◎	継続
	(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	○		◎	継続
	(3) 多様なツールによる情報発信	○		◎	継続
	(4) 学校等における環境教育の推進	○		◎	継続
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援	○		◎	継続
	(6) 不適正な排出に対する指導	○		◎	継続
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供		○	◎	拡充
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導		○	◎	拡充

基本方針  
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみ・資源物の適正処理の推進			◎	継続
	(2) 処理における環境負荷の低減			◎	継続
	(3) 処理経費の削減に向けた検討			◎	継続
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進			◎	継続

基本方針  
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○		◎	継続
	(2) 分別しやすい排出方法の検討			◎	新規
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討		○	◎	継続
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート		◎	○	継続
	(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR		○	◎	継続

基本方針  
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

施策と主な取組み		取組み主体			区分
		市民	事業者	市	
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組みの推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進	◎	◎	◎	継続
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	◎	◎	◎	継続
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	○	○	◎	継続
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○	○	◎	継続
施策5-2 事業所としての 市の取組み	(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み			◎	継続
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進			◎	継続

基本方針  
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

施策6 将来にわたる安定的な 処理に向けたごみ処理 施設の整備	(1) 新ごみ焼却施設の整備			◎	新規
	(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討			◎	新規

◎：主な取組み主体 ○：取組みを支援又は関係している主体

## 2. 施策の展開

基本方針  
1

### ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

#### 施策 1-1 リデュース（発生抑制）の推進

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組みを拡充していきます。

特に、燃やすごみの約5割を占める生ごみについては、工夫次第で減量できる余地が多いことから、優先して取組みを促進します。

さらに、リデュースを進めるためには、発生源である店舗や事業所において実施することが求められるため、拡大生産者責任に基づき、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や製品等の耐久性の向上について事業者働きかけます。

また、事業系ごみのごみ処理手数料については、ごみの減量に向けた意識を高める効果があることから、ごみの排出量の状況、社会情勢等を勘案しながら見直しについての調査検討を行います。

#### 【主な取組み】

##### (1) 家庭における食品ロスの削減

家庭では、排出される手つかず食品や食べ残し等の減量に努めることが必要です。市は、食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、パンフレットの配布や説明会などの啓発を通じて、食品ロスの削減を図ります。

##### (2) 飲食店等における食品ロスの削減

本市は観光地であるため、事業所の中で飲食店が15.1%と最も高い割合を占め、生ごみが多く排出されています。そのため飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入などにより、食品ロスの削減を進めます。また、食品の製造、販売をする事業者に対しても、フードバンクの活用も含め、食品ロスの削減について呼びかけます。

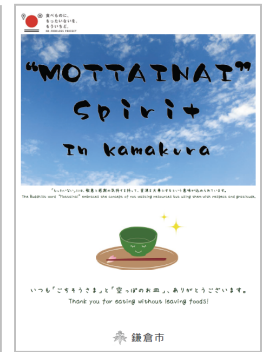
<食品ロス削減の啓発>

○家庭向けパンフレット

「食材を必要な量だけ買って食べきる」ことをキーワードに、一日の摂取量の目安や、食材の保管方法などを紹介しています。

○飲食店向けチラシ

お店で飲食されるお客様に向けて、「Mottainai Spirit in Kamakura」と題した食べ残しをしないように呼びかけるチラシを掲示し、飲食店で食品ロスが出ないように啓発しています。



写真：家庭向けパンフレット/飲食店向けチラシ

(3) 水切りの普及啓発

生ごみの約8割は水分であることから、水切りを普及させることによって、燃やすごみの減量や悪臭の防止、ごみの燃焼効率の向上などが期待できます。家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取組みの実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組み方法について普及啓発を行います。

(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機のさらなる普及拡大を目指すため、市の助成制度や市役所窓口での直接販売を継続し、ライフスタイルに合った使用方法やコストに関する情報提供を行います。また、生ごみ処理機購入後に、継続して使用していただくよう、利用者の感想等を情報提供するなどのアフターフォローを進めます。また、地域の中で生ごみ処理機の使用についてお互いサポートし、普及した事例について情報提供することで取組みを広げていきます。

大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進めます。

<自治会における生ごみ処理機 100 台普及運動>

鎌倉ハイランド自治会では、自治会組織が中心となり、非電動型生ごみ処理機「キエーロ」を初めに20台を共同購入して3か月実験したのち、100世帯への普及を目標とした結果、5か月後に100台を達成しました。成功のポイントは、以下の通りです。

- ★年度内に100台という明確な目標を掲げたこと。
- ★毎月、自治会便りに普及実績やごみ削減ワンポイントアドバイスを掲載し、3か月ごとに評価会議とワークショップを実施することで情報と意識を共有したこと。
- ★自治会組織を巻き込んで一斉に取り組んだこと。
- ★市への申請代行や、問題があった場合の相談体制など、会員の利便性を図ったこと。
- ★地域の皆で取り組むことで、話題となり楽しく取り組むことができたこと。

### (5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみ資源化を進めるとともに、促進するための制度を検討します。

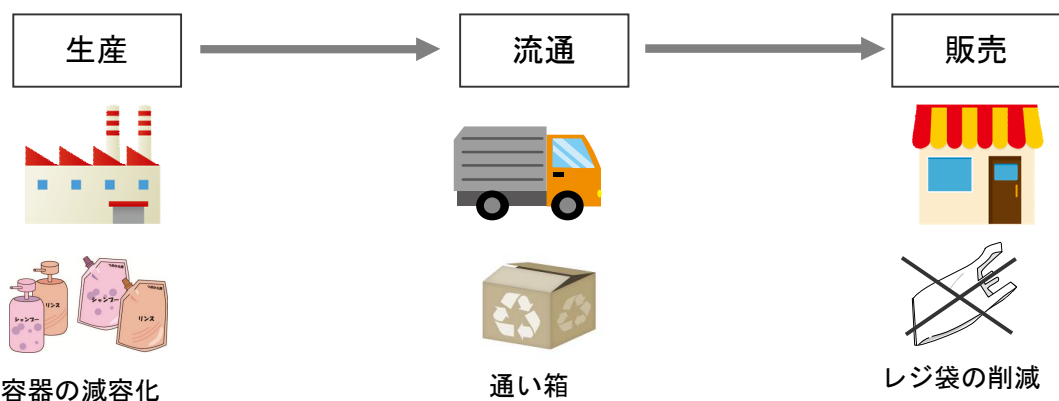
また、県内に事業所が活用できる登録再生利用事業者が少ないことが近隣市町においても共通の課題となっていることから、鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化の連携の中で、対応策について検討します。

さらに、事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とすることを検討します。また、公共施設等への大型生ごみ処理機の導入を推進します。

### (6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上

拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進します。例えば、工場における容器包装の減容化、流通工程における通い箱の使用、販売工程におけるレジ袋の削減、量り売りなどを促進します。また、省資源化、耐久性の向上、リサイクルが簡単な製品の設計等といった取組みを通じて、ごみを減らし、資源の利用を極力少なくするよう事業者に働きかけます。また、拡大生産者責任に基づく事業者の負担の明確化や事業者の発生抑制等を促進するような制度づくりについて、引き続き国や県に要望します。

図 2-8 生産、流通、販売工程における使い捨て物品等の削減



### (7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続

事業系ごみについては、ごみ処理に伴う適正な財政負担を求めていくことが必要であり、さらなるごみの減量・資源化につながると考えられることから、近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。

なお、家庭系ごみについては引き続き、ごみの減量を図りつつ、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を継続することとします。



## 施策1-2 リユース（再使用）の推進

リデュース（発生抑制）とともに、3Rの中で優先順位の高いリユース（再使用）の取組みを促進するため、社会全体で「ものを大切に使う」意識を高めていく必要があります。

家庭における不用品を登録し、市民同士で交換する不用品登録制度（リユースネット）など、リユースに関する施策を拡充していきます。

また、バザーやリサイクルショップなど、すでに地域や民間業者、各種団体が主体的に取り組んでいる活動が円滑に継続できるよう、情報提供などの必要な支援を行います。

### 【主な取組み】

#### (1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

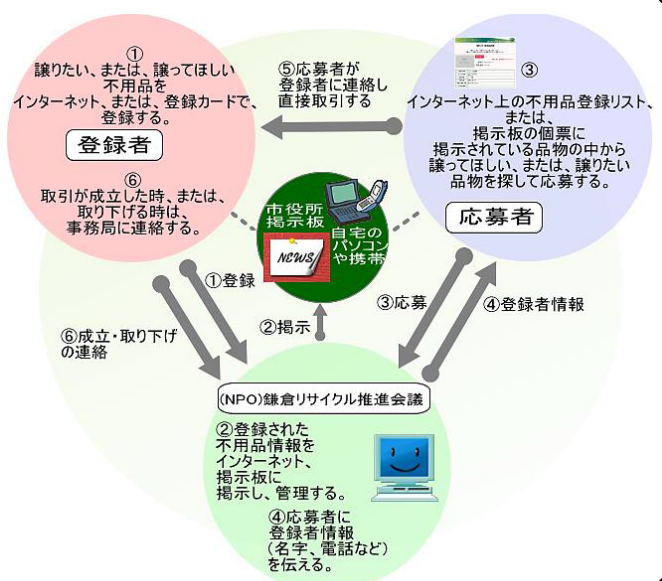
不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行います。そのほかイベントにおけるリユース食器の利用に対する補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指します。また、本等について市民からの寄附事業を推進します。

##### ＜不用品登録制度＞

##### （リユースネットかまくら）

「リユースネットかまくら」とは、家庭にある不用品を有効に活用するために、市民活動団体と市が協働事業として情報提供するシステムです。

市役所や支所、インターネット、携帯電話からも登録・応募ができ、いらないもの、ほしいものを「譲り合う」ことができます。



#### (2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供

バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークション、フリーマーケットアプリなど、地域や民間業者、各種団体が主体となるリユースの活動が拡大しています。より多くの市民が気軽にリユースに取り組めるよう情報提供等を行い、地域の自立した活動を支援します。

### 施策1-3 リサイクル（再生利用）の推進

2R（リデュース、リユース）の取組みを行ってもなお排出されるものについては、資源として有効利用していくために、リサイクルを進めていきます。

本市は先駆的にリサイクルの推進を行っていますが、残念ながら依然として事業系燃やすごみは約24%の資源物・産業廃棄物（家庭系は約13%の資源物）が混入しているため、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

また、制度や技術動向等を勘案し、現状の資源化方法の改善を図るとともに、新たな資源化品目の拡大を検討します。

店舗におけるリサイクルの推進としては、拡大生産者責任の考え方にに基づき、スーパー等における資源物の店頭回収を促進します。

#### 【主な取組み】

##### (1) ごみと資源物の分別徹底

市民、事業者の皆様にごみと資源物の分別を徹底していただくことにより、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図ります。

##### (2) 新たな資源化の検討

さらなる焼却量の削減と資源の有効利用を促進するため、処理コストを考慮しながら、資源化方法の改善を図るとともに、資源化品目の拡大（製品プラスチック、木くず）、新たな資源化（皮革製品、羽毛・綿衣料品、紙おむつ、生ごみなど）や分別区分の見直しの検討を行い、可能な品目から順次実施します。検討に当たっては、民間のごみ資源化施設への処理委託や小規模な施設による処理方法について法制度や技術動向、先進事例、環境負荷、経済性等を考慮します。

##### (3) 店舗等の店頭回収の促進

リサイクルを促進するために、拡大生産者責任の考え方にに基づき、スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進します。引き続き、スーパー等事業者への要請を行うとともに、市民に対して説明会やごみ減量通信等において周知を図ります。

## ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

### 施策2-1 市民に対する働きかけ

ごみに対して関心が高い市民は非常に多く、その高い意識を継続していただけるよう、分かりやすく3Rの意義を解説し、だれもが実践しやすい3Rの方法を周知していくことが重要です。また、若年世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層に対しても、情報が行きわたるように情報ツールなどの工夫を行います。

また、循環型社会の形成のため、次世代を担う人材育成として引き続き環境教育の充実を図ります。また、地域における3Rの活動については、さらに主体的な活動が充実し、地域で自立した活動ができるよう支援、育成を図っていきます。

#### 【主な取組み】

##### (1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発

大量消費・大量廃棄から、ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換に向けて、マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用し、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き行います。また、商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェア（共同所有）などの新しい価値観が、経費の節約だけでなく、3Rにつながることを情報発信していきます。

##### (2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供

市民に対して、分別区分やごみ量の基礎情報に加え、3Rの意義や具体的な取組み方法や効果などを積極的に情報提供します。幅広い世代に分かりやすくキャラクターを使用するなど、興味関心を引く効果的な情報提供を行います。



##### (3) 多様なツールによる情報発信

従来の広報やごみ減量通信といった紙媒体や、ごみダイエット展、説明会等は情報発信の手段として重要と考えられます。一方で、若年世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層への周知を図る必要があります。インターネットの浸透やスマ

ートフォンの普及、FacebookなどのSNSの普及を踏まえるとともに、不特定多数の人にPRできるような多様なツールによる発信により、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境をつくります。

#### (4) 学校等における環境教育の推進

3Rの取組みの実践やライフスタイルへの定着を図るには、ごみの減量やリサイクルについて幼少期から知識や体験によって学ぶことが効果的と考えられます。また、環境教育を通じて子どもに伝えることにより、家庭、地域へ波及することが期待できます。今後も引き続き、教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図ります。

#### (5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援

自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会、修理修繕教室や衣類のリフォームなどを学習する機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付する3R推進事業奨励金交付制度など地域に根差した3Rの取組みに対する支援を行います。

#### (6) 不適正な排出に対する指導

有料化実施により燃やすごみ中の資源ごみの割合が減少したものの、資源物混入率が高い地区や周知が行き届いていない地区やワンルームなどの共同住宅、転入者を中心に分別の周知等を行います。また、不適正排出に対しては、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

## 施策2-2 事業者に対する働きかけ

事業系ごみについては民間で収集等の契約をしており、細かな分別区分は事業者の契約先ごとに異なっています。市では分別の概要を周知してきましたが、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組み事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供を行います。

### 【主な取組み】

#### (1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供

事業系ごみは、業種や業態、規模などによって排出実態が多岐にわたり、具体的な取組み方法の事例が少ないことや、市外在住者を含む従業員への周知も課題となっています。各業種における3Rの具体的な取組み事例を情報収集し、社内教育の事例や分かりやすい分別マニュアルを作成し、業種にあわせてきめ細かく分かりやすい情報提供を行います。

#### (2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

市では現在、今泉クリーンセンターにおける展開検査によって、排出事業者及び収集運搬業者に対する適正排出の指導を行っていますが、依然として約24%の資源物や産業廃棄物が混入しています。今後は、検査による指導を強化するとともに、専任の職員が事業者を訪問し、適正排出の指導を行うことで、事業系ごみの分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防ぎます。特に多量排出事業者に対しては、減量化及び資源化計画書の提出等により、指導を徹底します。

#### <検査機による展開検査>

市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を防止するため、平成25年1月からごみ投入検査機を設置し、搬入された事業系ごみの展開検査を強化しています。



### 施策3 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

ごみの発生抑制の取組みを進めたうえで排出される廃棄物については、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストによる費用負担を軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立を目指します。

#### 【主な取組み】

#### (1) ごみ・資源物の適正処理の推進

発生抑制、資源物の資源化を進めたうえで排出される廃棄物については、適正かつ安定的に処理を行うとともに、将来におけるごみの状況を考慮し、長期的な視点を持った処理体制の確立を図ります。

#### (2) 処理における環境負荷の低減

ごみ処理及び資源化における環境負荷を低減するため、効率的な収集運搬、収集運搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施することで、環境負荷の低減を図ります。

#### (3) 処理経費の削減に向けた検討

ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在のコストを踏まえ、収集運搬、中間処理、処分経費について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減します。

#### (4) 不法投棄、持ち去り対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を保全するため、山林等の不法投棄されやすい場所におけるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行います。また、土地所有者には不法投棄の未然防止に努めるよう協力を求めます。

クリーンステーションに出された資源物は市の所有物であるため、パトロールや看板設置により持ち去りの未然防止に努めます。なお、不法投棄や持ち去り対策は警察と連携して対応します。

## 市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

### 施策 4-1 市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の弱者に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究していきます。

#### (1) 家庭系ごみ戸別収集の検討

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えられます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集を実施するためには、市民アンケート調査にて戸別収集モデル地区で81.8%の人が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%の人がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が示されており、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い市民理解が得られるよう引き続き検討が必要です。

特に、戸別収集の見直しを図るに当たり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くいただいています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集していますが、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等と限定していることから、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。また、クリーンステーションまでの距離が長いなどの課題に対してクリーンステーションの設置の考え方についても検討します。

#### (2) 分別しやすい排出方法の検討

現在の家庭系ごみの分別区分は、資源化に伴い多岐にわたり、高齢者にとってごみ出しが困難になっている場合があります。このため、分かりやすい情報提供に努めるとともに、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討します。

## 施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備

ごみが少ない小規模排出事業所は、個々に一般廃棄物収集運搬許可業者と契約すると効率が悪く、経費が高くなる等の理由で、地域のクリーンステーションに排出してしまっているという現状があります。市では、こうした小規模事業所が排出者責任に基づき、事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討していきます。

また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組みを積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やします。

事業系処理手数料については、社会情勢等を勘案しながら、ごみ処理に伴う適正な費用負担を求めていきます。

### (1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

小規模事業所に対する処理体制について、事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な処理体制を検討します。

### (2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート

環境経営の取組みを考えている市内事業者が無料で市に登録し、環境マネジメントに取り組むシステム「かまくらエコアクション21」については、積極的なPRにより認知度を向上させるとともに、取組みやすいシステムの検討や、普及、導入に向けたサポートを行います。

### (3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR

市では、地球環境への負荷軽減やごみの減量・資源化の推進に取り組む市内事業所等を「エコショップ」として認定し、公表しています。このような事業所の自主的な地域での取組みを積極的にPRしていきます。

また、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬許可業者に対して優良事業者認定制度を導入し、表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討します。



## 市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

### 施策5-1 市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組みの推進

3Rを進めるためには、消費行動や経済活動に係る市民、事業者、行政の連携・協働が欠かせません。市は、市民、事業者、市民団体や事業組織など、様々な主体との連携の強化を進め、各主体が自立した取組みを展開するとともに、複数の主体が協働して取組みを発展できるような体制の整備を行います。

#### (1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けた取組みを推進します。

#### (2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出されており、市民、事業者、市の掛け橋を担っているため、3Rを進める地域のリーダーとして行動します。また、主体的に3Rに取り組む関係団体と情報交換を行い、3Rの取組みが発展していくよう検討します。

#### (3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知

ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組み状況等に関する情報発信を積極的に行います。

#### (4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3Rに取り組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、チラシやメディア等を通じて情報発信を行います。また、外国語の表記を行うなど、外国人旅行者にも分かりやすい表記をします。

## 施策 5-2 事業所としての市の取組み

市は事業所のひとつとして、率先して3Rに取り組めます。取組みに当たっては、環境マネジメントシステムの運用やグリーン購入のほか、職場内の教育や啓発を行い、職員一人一人の取組みを促進していきます。

### (1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み

組織全体として本市が率先して環境に配慮した取組みを実践するため、環境にやさしい行動に取り組む環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」の運用を継続します。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人一人が率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組みを進めます。

### (2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進

市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品、長く使用できるものを選択するよう推進します。

## 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

### 施策6 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

市の焼却施設である名越クリーンセンターは、稼働から30年が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えています。将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくために、新たなごみ焼却施設の建設が不可欠であることから、平成37年度の稼働を目指し、新ごみ焼却施設の整備を行います。また、その他の処理施設についても、処理方法のあり方の検討を進めます。

#### (1) 新ごみ焼却施設の整備

新ごみ焼却施設の建設に当たっては、安全・安心で、環境に十分配慮し、市民に愛され、地域に開かれた施設を目指していきます。

また、これまで未利用であったごみの焼却から得られるエネルギーの利活用を図るとともに、災害に強い施設を造ります。

#### (2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討

新ごみ焼却施設の平成37年度稼働を踏まえ、笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設など、本市のごみ処理施設のあり方についても併せて検討していきます。

## 第6節 ごみの発生量及び処理量の将来推計

### 1. 人口推計

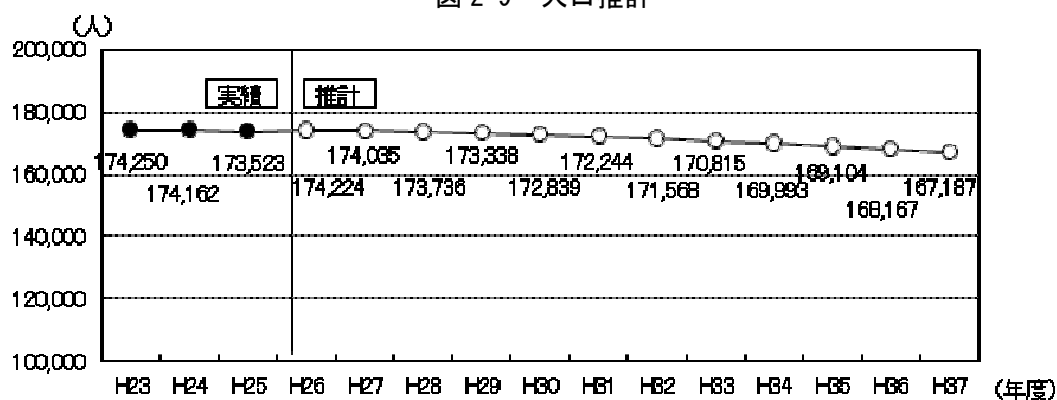
将来人口推計については、鎌倉市将来人口推計調査（平成24年3月）の人口推計（各年1月1日時点）を基に、各年度10月1日時点の人口を線形補間法によって算出しています。

平成26年度をピークに減少傾向となっており、目標年度である平成37年度の人口は推計167,187人です。

表2-8 人口推計 (単位:人)

	年度	推計人口
実績	平成23年度	174,250
	平成24年度	174,162
	平成25年度	173,523
推計	平成26年度	174,224
	平成27年度	174,035
	平成28年度	173,736
	平成29年度	173,338
	平成30年度	172,839
	平成31年度	172,244
	平成32年度	171,568
	平成33年度	170,815
	平成34年度	169,993
	平成35年度	169,104
	平成36年度	168,167
平成37年度	167,187	

図2-9 人口推計



## 2. ごみの発生量及び処理量の推計

### (1) ごみの発生量の推計

平成21年度から平成25年度までの過去5年間の1人1日当たりの発生量（原単位）の実績をベースに、排出傾向を加味し、人口推計に基づいて算出したごみの発生量は次のとおりです。

表2-9 【現状推移】ごみの発生量の推移（減量・資源化の施策を推進しなかった場合）（単位:t）

項目	年度	平成28年度	平成30年度	平成33年度	平成37年度
	資源物		21,372	21,201	20,878
飲食用カン・ビン		2,093	2,075	2,051	2,002
ペットボトル		526	530	524	513
容器包装プラスチック		2,575	2,561	2,531	2,478
植木剪定材		5,060	5,034	4,975	4,870
新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール		7,521	7,456	7,331	7,128
ミックスペーパー、紙パック		2,467	2,422	2,357	2,264
布類		1,008	1,003	991	970
使用済み食用油		38	38	37	37
製品プラスチック		84	82	81	79
ごみ		23,710	23,606	23,355	22,884
燃やすごみ		20,001	19,897	19,664	19,247
燃えないごみ		1,192	1,186	1,172	1,147
危険・有害ごみ		57	57	56	55
粗大ごみ、臨時ごみ		2,460	2,466	2,463	2,435
家庭系ごみ合計		45,082	44,807	44,233	43,225
項目	年度	平成28年度	平成30年度	平成33年度	平成37年度
資源物		6,014	6,014	6,014	6,014
植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014
ごみ		11,450	11,450	11,450	11,450
燃やすごみ		10,892	10,892	10,892	10,892
持込みごみ		558	558	558	558
事業系ごみ合計		17,464	17,464	17,464	17,464
総計		62,546	62,271	61,697	60,689
(うち焼却量)		32,833	32,726	32,483	32,042

表 2-10 【現状推移】ごみの発生量推計の考え方

家庭系	資源物	
	飲食用カン・ビン	過去5年間の実績から、原単位はやや減少傾向で推移すると見込み、排出量は減少傾向と推計します。
	ペットボトル	過去5年間の実績から、原単位はほぼ横ばいで推移すると見込みますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	容器包装プラスチック	過去5年間の実績から、原単位はやや増加傾向で推移していますが、平成27年度4月から燃やすごみ有料化に伴い、平成26年度比約115%増加した排出原単位で推移することとします。排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	植木剪定材	年間の季節変動により排出量が異なるため、原単位は過去5年間実績の平均値を設定しますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	新聞、雑誌・ボール紙、段ボール	原単位については、過去5年間の実績から、新聞は減少傾向、段ボールは増加傾向と見込み、雑誌・ボール紙は増減を繰り返しているため過去5年間実績の平均値を設定します。排出量については、新聞及び雑誌・ボール紙は減少傾向、段ボールはやや増加傾向と推計し、全体としては減少傾向と推計します。
	ミックスペーパー、紙パック	原単位については、過去5年間の実績から、ミックスペーパーは減少傾向で推移すると見込み、紙パックは増減を繰り返しているため過去5年間実績の平均値を設定します。排出量については、全体として減少傾向と推計します。
	布類	過去5年間の実績から、原単位はほぼ横ばいで推移すると見込みますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	使用済み食用油	過去5年間の実績から、原単位はほぼ横ばいで推移すると見込みますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	製品プラスチック	製品プラスチックは、平成27年1月15日より資源化を実施したため、27年度推計数値を基本とし、原単位は横ばいで推移すると見込みますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
ごみ	燃やすごみ	燃やすごみは、平成27年4月1日より有料化を実施したため、27年度実績（速報値）20,092t（前年度比約17%減）を基本とし、原単位は横ばいで推移すると見込みますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	燃えないごみ	燃えないごみは、平成27年4月1日より有料化を実施したため、平成26年度比約15%減を基本とし、原単位は横ばいで推移すると見込みますが、排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	危険・有害ごみ	過去5年間の実績が増減を繰り返しているため、原単位は過去5年間実績の平均値を設定します。排出量は人口の減少に伴って減少傾向と推計します。
	粗大ごみ、臨時ごみ	原単位については、粗大ごみは過去5年間の実績から増加傾向と見込み、臨時ごみは増減を繰り返しているため、過去5年間実績の平均値を設定します。排出量については、粗大ごみは増加傾向、臨時ごみは人口の減少に伴って減少傾向と推計し、全体としては減少傾向と推計します。
事業系	資源物	
	植木剪定材	年間の季節変動により排出量が異なるため、過去5年間における排出量実績の平均値を設定します。
	ごみ	
	燃やすごみ	平成25年1月15日以降実施の展開検査強化、平成26年10月1日の手数料改正の影響を考慮し、平成27年度実績（速報値）10,892tを設定値とします。
	持込みごみ	平成24年10月からの産業廃棄物（少量木くず）の受入停止、平成26年10月1日の手数料改正の影響を考慮し、平成27年度実績（速報値）558tを設定値とします。

(2) ごみの減量・資源化の考え方

表 2-11 【減量・資源化策を実施後】ごみの焼却量の減量 (単位:t)

年度	項目	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 33 年度	平成 37 年度
		家庭系			
	分別徹底・食品ロスの削減				
	生ごみ処理機の普及				
	製品プラスチック資源化(拡大)	-212	-1,445	-1,601	-1,803
	皮革製品等の資源化				
	粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)				
事業系					
	資源物分別徹底による燃やすごみ減量				
	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	-348	-1,385	-1,385	-1,385
	生ごみ資源化量(食品リサイクル)				
総計		-560	-2,830	-2,986	-3,188

表 2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの減量・資源化の考え方

ごみ		
家庭系	燃やすごみ	
	分別徹底・食品ロスの削減	資源物混入率が高い地区やワンルームなどの共同住宅を中心に分別の周知を行います。また、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。これらの施策によって、平成 37 年度には資源物混入率(約 12.8%)のうち 10%を削減することとします。また、食べられるのに捨てられる食品を削減するため、周知啓発を行い、平成 37 年度には未開封残さ混入率(1.8%)の半減を目指します。
	生ごみ処理機の普及	家庭系生ごみ処理機については、助成制度及び直接販売制度を実施しています。平成 26 年度の普及率 18.6%を基に、平成 28 及び 29 年度に 1000 台ずつ、平成 30 年度以降に毎年 850 台普及する場合には、平成 37 年度に 602t 減量すると推計します。 なお、生ごみ処理機の使用方法について支援することで、生ごみ処理機の継続的な使用を促進します。
	製品プラスチック資源化(拡大)	平成 27 年 1 月 15 日から製品プラスチックの資源化を開始しましたが、現在の処理ルートでは対象が PP、PE の単一素材に限られています。今後は他の資源化ルートを検討することにより、平成 30 年度から対象外の製品プラスチック(燃やすごみの混入率約 3.4%)のうち、約 5 割を資源化することとします。
	皮革製品等の資源化	現在、燃やすごみとなっている革製品や羽毛衣料等について平成 30 年度から資源化を図ります。平成 37 年度には、資源物混入率(リサイクルできない布類 1.7%及び皮革・ゴム類 1.2%)のうち、約 1 割を削減することとします。
	粗大ごみ、臨時ごみ	
粗大ごみ、臨時ごみの資源化(木くず、残さ)	木くずと金属等が一体となった粗大ごみ等について、平成 29 年 10 月から木くずの資源化の拡大を行います。粗大・持込み可燃物のうち、約 15%を削減することとします。 また、植木剪定材等の資源物の選別後に発生する袋等のプラスチック類について、平成 28 年度から資源化を図ります。資源化量は 200t と推計します。	
事業系	燃やすごみ	
	分別徹底・訪問指導	事業系燃やすごみには、資源物及び産業廃棄物の混入率が約 24.1%あることから、事業系の専門チームによる訪問指導を実施し、分別の徹底を図ります。平成 37 年度には混入率のうち 3 割の削減を目指します。
	生ごみ処理機の普及	事業系生ごみ処理機の補助金制度の普及促進を行うことにより、生ごみの減量を図ります。
生ごみの減量(食品ロス削減・食品リサイクル)	事業系生ごみの減量のため、市内の飲食店等に対して食品ロスの削減について啓発するとともに、多量排出事業所を中心に食品リサイクル法に基づき生ごみ資源化施設への搬入の促進を図ります。 平成 37 年度には生ごみ混入率(約 44.8%)のうち、10%の削減を目指します。	

(3) ごみの処理量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の処理量の推移は次のとおりです。

表 2-13 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推移

(単位:t)

項目		年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 33 年度	平成 37 年度
家庭系	資源物		21,372	21,597	21,269	20,724
	飲食用カン・ビン		2,093	2,075	2,051	2,002
	ペットボトル		526	530	524	513
	容器包装プラスチック		2,575	2,561	2,531	2,478
	植木剪定材		5,060	5,034	4,975	4,870
	新聞、雑誌・ボール紙、段ボール		7,521	7,456	7,331	7,128
	ミックスペーパー、紙パック		2,467	2,422	2,357	2,264
	布類		1,008	1,003	991	970
	使用済み食用油		38	38	37	37
	製品プラスチック		84	420	415	406
	皮革製品等			58	57	56
	ごみ		23,598	22,564	22,156	21,479
	燃やすごみ		19,889	18,855	18,465	17,842
	燃えないごみ		1,192	1,186	1,172	1,147
燃えないごみ		1,168	1,162	1,148	1,124	
燃えないごみ残さ		24	24	24	23	
危険・有害ごみ		57	57	56	55	
粗大ごみ、持込みごみ		2,460	2,466	2,463	2,435	
不燃・資源物など		1,351	1,667	1,677	1,671	
可燃		1,109	799	786	764	
家庭系ごみ合計		44,970	44,161	43,425	42,203	
事業系	資源物		6,014	6,014	6,014	6,014
	植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014
	ごみ		11,102	10,065	10,065	10,065
	燃やすごみ		10,544	9,507	9,507	9,507
	持込みごみ発生量		558	558	558	558
	持込みごみ		221	221	221	221
	市関連施設・清掃ごみ		337	337	337	337
	事業系ごみ合計		17,116	16,079	16,079	16,079
総計		62,086	60,240	59,504	58,282	
(うち焼却量)		32,273	29,896	29,497	28,854	



### 3. 収集運搬量の推計

平成 37 年度末までの収集運搬量（減量・資源化対策の施策を推進した場合）の推計は、「表 2-13 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推移」と同じ量を見込んでいます。

### 4. 焼却量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の平成 37 年度末までの焼却処理量の推移は次のとおりです。

本計画では、平成 28 年度以降のごみ焼却量の推計に当たり、平成 27 年度実績焼却量から駆け込み推計分を除いた 32,928t をベースに各年度のごみ焼却量を見込んでいます。

表 2-14 【減量・資源化策を実施後】焼却処理量の推移

(単位:t)

項目	年度	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 33 年度	平成 37 年度
家庭系ごみ		21,171	19,831	19,432	18,789
燃やすごみ		19,889	18,855	18,465	17,842
燃えないごみ残渣		24	24	24	23
粗大ごみ(可燃)		149	153	157	160
臨時ごみ(可燃)		1,109	799	786	764
事業系ごみ		11,102	10,065	10,065	10,065
燃やすごみ		10,544	9,507	9,507	9,507
持込みごみ		221	221	221	221
市関連施設・清掃ごみ		337	337	337	337
合計		32,273	29,896	29,497	28,854

## 5. 環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計

平成37年度の温室効果ガス排出量の推計は次のとおりです。

$$9,188 \text{ t-CO}_2 = \textcircled{1}28,854 \text{ t} (\textcircled{*}1) \times (1 - \textcircled{2}0.5058 (\textcircled{*}2)) \times \textcircled{3}0.1913 (\textcircled{*}3) \times 2.69 \\ + \textcircled{1}28,854 \text{ t} (\textcircled{*}1) \times 0.028 \times 2.29$$

※1 平成37年度焼却量

※2 平成27年度ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）水分量

※3 平成27年度ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）合成樹脂類比率

推計の計算式：

第2次一般廃棄物処理基本計画においては、資源化处理や市外における処理に伴う排出量も算出したが、作業量が多く、指標として年次把握することが困難であるため、本計画においては鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（平成27年度改定予定）に併せ、環境省が策定したマニュアルに準じて簡易的に算出

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (t-CO}_2) = \textcircled{1} \text{ 焼却処理量 (t)} \times (1 - \textcircled{2} \text{ 水分率}) \times \textcircled{3} \text{ プラスチック類比率} \times 2.69 \\ \text{(廃プラスチックの焼却に伴う排出)} \\ + \textcircled{1} \text{ 焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率 (0.028)} \times 2.29 \\ \text{(合成繊維の焼却に伴う排出)}$$

資料：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版  
（平成22年8月 環境省）計算式より

## 第7節 ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標

### 1. 3R指標（数値目標）

循環型社会を構築するために3Rの推進に積極的に取り組む中、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的、効果的な事業の推進を図るために、次のとおり3Rの指標を定めています。

平成37年度末までの目標値は次のとおりです。

表2-15 3R指標

3R指標 (目指す方向)	基準年値 平成26年度	平成37年度目標値 (平成26年度比)
ごみの排出量 (-)	66,922 t	58,282t (約13%削減)
資源化率 (+)	48.2%	約53%
焼却量 (-)	37,284 t	28,854 t (約23%削減)
うち家庭系	25,823 t	18,789 t
うち事業系	11,461 t	10,065 t

※本計画では、平成28年度以降のごみ焼却量の推計に当たり、平成27年度実績焼却量から駆け込み推計分を除いた32,928tをベースに各年度のごみ焼却量を見込んでいます。

### 2. 環境負荷の指標（数値目標）

環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月改定）」では、地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの排出量の削減について配慮するように求めていることから、新たに環境負荷（温室効果ガスの排出量）の指標も定めています。

平成37年度末の目標値は次のとおりです。

表2-16 環境負荷の指標

環境負荷の指標 (目指す方向)	基準年値 平成26年度	平成37年度目標値 (平成26年度比)
温室効果ガス排出量 (-) (二酸化炭素換算)	15,799 t-CO <sub>2</sub>	9,188 t-CO <sub>2</sub> (約42%削減)

推計の計算式：

第2次一般廃棄物処理基本計画においては資源化過程及び市域外等についても算出したが、相当の作業量を要し指標として年次計算することが困難であったため、国等のマニュアルに準じて算出  

$$\text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{①焼却処理量 (t)} \times (1 - \text{②水分率}) \times \text{③プラスチック類比率} \times 2.69$$
 (廃プラスチックの焼却に伴う排出)  

$$+ \text{①焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率(0.028)} \times 2.29$$
 (合成繊維の焼却に伴う排出)

資料：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版（平成22年8月 環境省）計算式より

### 3. その他の指標（モニター指標）

新たに「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「家庭系燃やすごみ中の資源物の割合」、「事業系燃やすごみ中の資源物の割合」、「年間1人当たりごみ処理経費」を指標として、経過を把握し、計画の進捗状況を確認します。

表 2-17 その他の指標

モニター指標	基準年値 平成 26 年度	指標で測るもの
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（－）※1	783.8 g/人・日	2R（リデュース、リユース）の推進状況
家庭系燃やすごみ中の資源物の割合（－）	12.76% (平成 27 年度)	家庭系ごみの分別排出の状況
事業系燃やすごみ中の資源物・産業廃棄物の割合（－）	24.05% (平成 27 年度)	事業系ごみの分別排出の状況
年間1人当たり経費（－）※2	20,537 円/人	費用対効果

※1 人口は国勢調査を基礎として推計

※2 経費は、「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」から処理及び維持管理費を計上／人口は国勢調査を基礎として推計

## 第8節 これからのごみ処理体制

### 1. 分別区分及び収集方法

平成27年度以降、鎌倉市の焼却施設は名越クリーンセンター1施設のみの稼働となり、焼却量を年間3万トン以下とすることが喫緊の課題であるため、新ごみ焼却施設稼働までの約10年間はさらなるごみの減量を市民・事業者との協働により推進するとともに、焼却量の削減に寄与する分別収集及びリサイクルを引き続き継続していくことが重要です。

また、新ごみ焼却施設の稼働後においても、ごみの減量・資源化を積極的に推進していく必要がありますが、新ごみ焼却施設においては、高効率のサーマルリサイクルが可能となるため、木くず、布団・畳などについては、リサイクル方法や経済性の改善について検討したうえで焼却することも視野に入れる必要があります。

新ごみ焼却施設の建設は平成37年度を予定しており、その間にリサイクル処理技術の進歩も期待されることから、人口推移、高齢化の進展、電力事情、ライフスタイルや市民意識の変化、広域化処理の進展等を考慮するとともに、分別収集及びリサイクル方法については、必要に応じて柔軟な見直しを図っていきます。

表2-18 ごみ・資源物の分別区分及び収集方法

分別区分		排出方法	収集回数	収集方法		
家庭系	資源物	飲食用カン・ビン	コンテナ	週1回	ステーション収集	
		ペットボトル	透明・半透明袋	週1回		
		植木剪定材	透明・半透明袋、結束	週1回		
		布類	透明・半透明袋	週1回		
		使用済み食用油	ペットボトル	月1回		
		製品プラスチック	透明・半透明袋	月1回		
		紙類	ミックスペーパー	紙袋		週1回
	ごみ	新聞	新聞	結束	週1回	ステーション収集・ 拠点回収
			雑誌・古本・ボール紙	結束・紙袋（ボール紙のみ）	週1回	
			紙パック、段ボール	結束	週1回	
			容器包装プラスチック	透明・半透明袋	週1回	
		燃やすごみ	燃やすごみ	有料袋（指定収集袋）	週2回	ステーション収集
			燃えないごみ	有料袋（指定収集袋）	月1回	
危険・有害ごみ	透明・半透明袋、紙包		月1回			
粗大ごみ・臨時ごみ	—	随時	自ら運搬又は 戸別収集（予約制）			
事業系	資源物	資源化可能な古紙	搬入先や収集運搬業者の 指定する方法	随時	自ら運搬又は 許可業者、 資源化業者 への委託	
		布類		随時		
		植木剪定材		随時		
	ごみ	燃やすごみ	搬入先や収集運搬業者の 指定する方法	随時		

## 2. 収集・運搬計画

### (1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。

### (2) 家庭系ごみ

平成26年度までは、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの二つの収集区域に分けていましたが、平成26年度末に今泉クリーンセンターの稼働を停止したため、現在は名越クリーンセンターで市全域の燃やすごみを焼却しています。

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えられます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集を実施するためには、市民アンケート調査にて戸別収集モデル地区で81.8%の人が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%の人がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が示されており、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い市民理解が得られるよう引き続き検討が必要です。

特に、戸別収集の見直しを図るに当たり市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くもらっています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集していますが、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等と限定していることから、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。また、クリーンステーションまでの距離が長いなどの課題に対してクリーンステーションの設置の考え方についても検討します。

排出方法や収集回数については、効率的な収集体制の見直しを行い、可能な限り処理経費の削減に努めます。

収集は、ごみ・資源物ともに直営及び委託で実施します。

### (3) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業許可業者によるものとしています。

小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な適正処理体制を検討します。

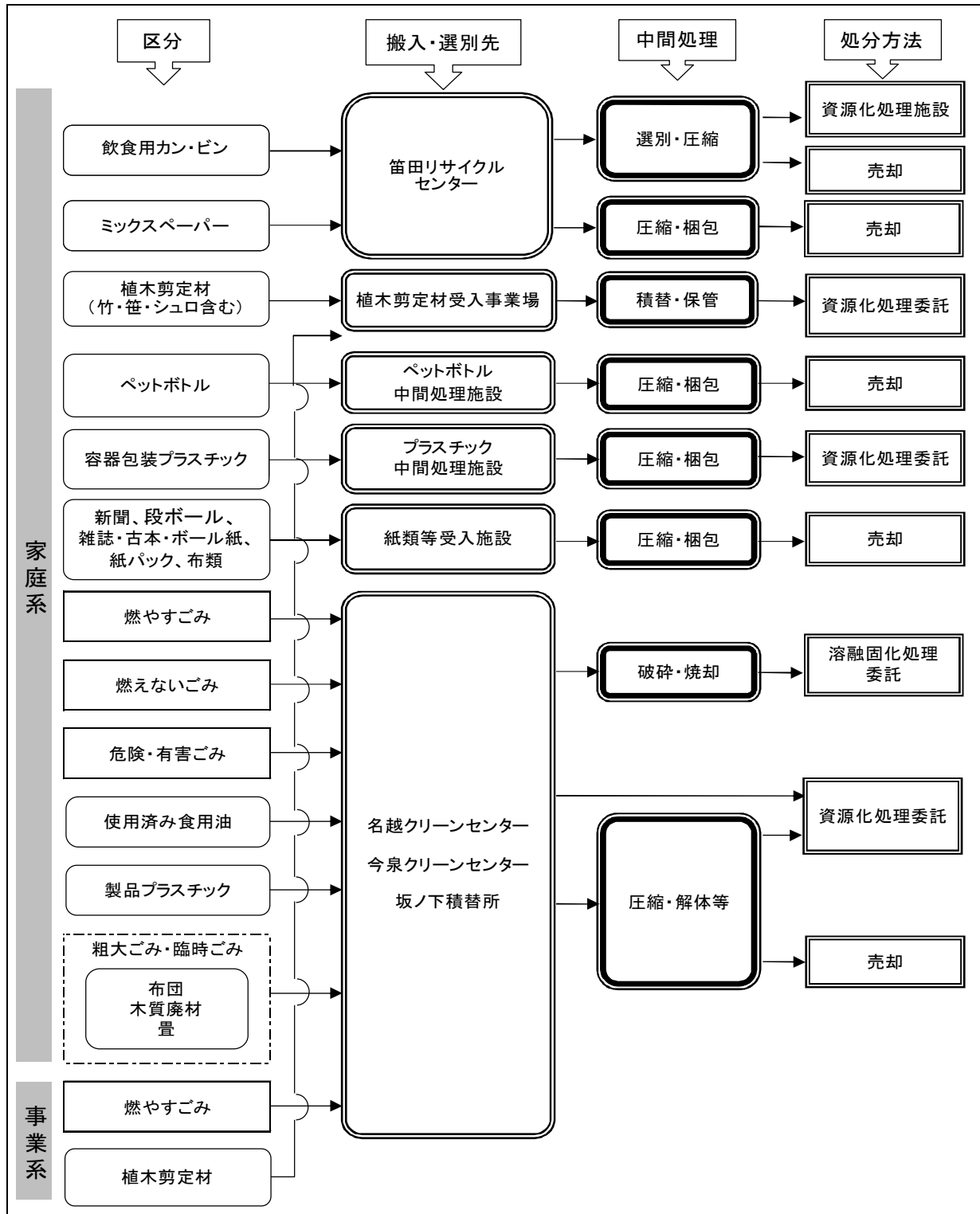
焼却量の削減には、事業系生ごみを資源化することが有効な手段です。現在、大規

模な生ごみ排出事業者には、大型生ごみ処理機の導入や生ごみ資源化業者への搬入等による焼却量削減の協力を要請しています。

### 3. 中間処理の方法

分別区分ごとの中間処理及び処分の方法は次のとおりです。

図 2-10 分別区分ごとの中間処理及び処分の方法



区分凡例：  
  …資源物  
  …ごみ

#### 4. 焼却残さの処分計画

本市の焼却残さは全量を民間事業者へ委託し、溶融固化処理しており、最終処分場への埋め立ては行っていません。


溶融固化処理は、脱埋め立てを目指す本市のごみ処理方針に合致しています。焼却残さの処理については、今後も引き続き、溶融固化処理をはじめとし、技術の進歩や社会情勢の変化等に応じた処理方式を検討し、実施していきます。

#### 5. 在宅医療廃棄物の処理方法

在宅医療廃棄物の処理方法は次のとおりです。在宅医療廃棄物適正ガイドライン（平成20年2月）、在宅医療廃棄物の処理に関する取組み推進のための手引き（平成20年3月）を参考に鎌倉市医師会等からの助言により整理しました。

##### (1) 市が収集する在宅医療廃棄物（非鋭利なもの）

表 2-19 市が収集する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	蓄尿バッグ	<p><b>「燃やすごみ」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身等はトイレに捨てるなど空にする。</li> <li>・ ごみ袋に入れる前に、新聞紙やポリ袋で梱包する。</li> <li>・  が付いているものも衛生的に処理をするため、「燃やすごみ」として排出する。</li> </ul>
	ストーマ装具	
	点滴バッグ	
	CAPD用廃液バッグ	
ライン類	輸液バッグ	
	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
カテーテル類	CAPD用輸液ライン	
	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
布・紙類 (血液等付着含)	口腔・気管内吸引チューブ	
	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
カン・ビン類	紙おむつ	<b>「飲食用ビン」</b>
	飲み薬用のビン	<b>「燃えないごみ」</b>
	飲み薬以外のビン	
	経管栄養剤のカン	

##### (2) 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物（鋭利なもの、鋭利だが安全な仕組みを持つもの）

表 2-20 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	<p><b>「医療機関に返却」</b> <b>「医師が持ち帰る」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関に返却するときは、針はカン・ビン等堅固な容器に入れて返却する。</li> </ul>
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針（血糖値測定用）	
	連結管の針	
	ペン型自己注射カートリッジ	
医師が処置した注射器		



## 6. 災害廃棄物処理

大規模な震災や水害等が発生した場合には、一時的に大量の廃棄物が発生し、道路の通行不能等によって、平常時と同じ処理体制では、災害廃棄物への対応は困難であると想定されます。

そこで東日本大震災を踏まえた「鎌倉市地域防災計画（平成25年2月改定のち平成26年3月修正）」及び「災害廃棄物対策指針（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づいて「鎌倉市災害廃棄物等処理計画（平成19年3月）」の見直しを図っており、今後、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行える体制を構築していきます。

## 第9節 ごみ処理施設の整備

### 1. 基本的な考え方

本市は、平成27年3月まで名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの2つの焼却施設で燃やすごみの焼却を行ってきました。

稼働から約40年が経過した今泉クリーンセンターは、平成27年3月にごみの焼却を停止しました。また名越クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を実施し、延命化を行いました。稼働からすでに約30年以上が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えており、施設の延命化工事としては、今回の改良工事が最後になると考えられます。

このような状況の下で、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくためには、ごみの減量や資源化によって焼却量の削減に努めるとともに、新ごみ焼却施設の建設が必要不可欠です。

また、昨今のエネルギー問題を踏まえ、これまで本市ではごみ焼却によるエネルギー回収を行っていませんでしたが、新ごみ焼却施設では、焼却の際に発生する熱を回収し、エネルギーを有効活用していきます。

新ごみ焼却施設が平成37年度（予定）に稼働することを踏まえ、今泉クリーンセンターや名越クリーンセンターにおける焼却停止後の施設の利活用をはじめ、市内の資源化施設や積替施設について、ごみの減量・資源化を一層推進していくため、将来に向けたごみ処理施設のあり方の検討を進めます。

なお、第3次一般廃棄物処理基本計画の計画期間内は、ごみ焼却施設が名越クリーンセンター1施設となるため、リスク管理に努めながら、施設の適正管理を行う必要があります。災害時や緊急事態等における処理について、2市1町の広域連携の中で協議していきます。

表 2-21 本市のごみ焼却施設整備計画

施設	～平成27年3月	平成27年4月から 新ごみ焼却施設 稼働まで	平成37年度（目標） 新ごみ焼却施設 稼働以降
名越クリーンセンター	焼却	焼却	焼却停止
今泉クリーンセンター	焼却	焼却停止	焼却停止
新ごみ焼却施設	—	—	焼却
備考	名越クリーンセンター、 今泉クリーンセンター の2施設体制	名越クリーンセンター の1施設体制	新ごみ焼却施設 の1施設体制

※名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンターは、焼却停止後に焼却以外のごみ処理施設としての利活用を検討していきます。

## 2. ごみ処理施設の整備計画

ごみ処理施設は、燃やすごみを焼却する「焼却施設」、資源物を処理する「資源化施設」、「その他の施設」に大別できます。

本市のごみの分別等から、ごみ処理に必要となる施設は次のとおりです。

### (1) 焼却施設

新ごみ焼却施設の稼働までは名越クリーンセンター1施設で焼却処理を行っていきます。新ごみ焼却施設については、平成25年6月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定後、鎌倉市生活環境整備審議会からの答申を基に策定した「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」(平成28年3月)で、ごみ焼却施設の整備に対する基本的な考え方を整理しました。今後は「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を基に、建設候補地の地域住民の理解と協力を得ながら、平成37年度の施設稼働に向けた取組みを進めていきます。

### (2) 資源化施設

本市では、カン・ビン、紙類、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油、布団、畳、木質廃材、製品プラスチックを資源化しています。

笛田リサイクルセンターでは、現在、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの選別、圧縮、梱包を行い、資源化处理委託や売却をしていますが、施設の稼働から19年が経過しているため、今後の耐用年数も踏まえたうえで、施設のあり方について中長期的な検討を進めていきます。

その他の資源物については、従来どおり民間事業者による中間処理施設を活用することを基本とします。

### (3) その他の施設

植木剪定材及び燃えないごみについては、資源化施設に運搬するまでの中継施設である積替施設が必要であり、当面は、現在使用している積替施設を継続していきます。

## 3. 市のごみ処理施設

### (1) 名越クリーンセンター

ごみ焼却施設として、適正な維持管理と稼働を継続していきます。

なお、平成24年度から27年度にかけて基幹的設備改良工事を実施して延命化を行いましたが、稼働からすでに約30年以上が経過して施設全体が老朽化しているため、ごみ焼却施設の稼働は平成37年度(予定)の新ごみ焼却施設稼働までとし、その後は焼却以外のごみ処理施設としての利活用を検討します。

(2) 今泉クリーンセンター

焼却停止後の平成27年4月以降、新ごみ焼却施設が稼働する予定の平成37年3月(予定)までは、事業系燃やすごみ等を名越クリーンセンターへの搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきます。それと併せて、焼却施設以外のごみ処理施設としての利活用を検討していきます。

(3) 笛田リサイクルセンター

資源物の中間処理施設として適正な維持管理を継続します。

今後は、施設の維持修繕を継続しながら、中長期的な施設のあり方を検討していきます。

(4) 最終処分場

本市では、焼却施設から排出される焼却残さは、全量を民間事業者へ委託して熔融固化処理することで資源化を進めており、将来的にも焼却残さの埋立てを行いません。

現在、生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査・手続きを進めています。

(5) 新たなごみ焼却施設について

平成25年6月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本構想」を策定後、平成27年4月に新ごみ焼却施設の最終建設候補地を山崎下水道終末処理場未活用地とし、平成28年3月に「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を策定しました。

新ごみ焼却施設は、「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」の方針を踏まえ、2市1町の広域連携においても本市から発生したごみのみを焼却する施設として了承されています。また、施設造りの基本方針としては、安全・安心で環境に十分配慮し、市民に愛され地域に開かれた施設を目指すとともに、これまで未利用であったごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り地域に貢献できる施設としていきます。

また、災害に強い施設造りにより、平常時はもとより災害時もエネルギーを創出し、隣接する山崎浄化センターへの電力供給など、連携を図ることにより社会基盤となる2施設の稼働を確保するとともに、地域の復旧の一助を担える施設を目指します。

(参考) 深沢クリーンセンター

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計処理量を踏まえ、施設のあり方や用地の有効利用等についても検討し、方向性を示していくこととします。

表 2-22 本市のし尿放流施設の現状

し尿放流施設	深沢クリーンセンター
--------	------------

## 第10節 推進体制

計画を実効性のあるものにするため、現在の推進体制をより充実させ、市民、事業者、滞在者、市の相互協力・協働が図れる体制とします。

### 1. 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度（組織）の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度を設けることができることになっています。（第5条の7、第5条の8）

これを受け、本市では「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例」を定め、「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」を設置する（第7条）とともに、「鎌倉市廃棄物減量化等推進員」を委嘱（第13条）しています。

また、生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため、「鎌倉市生活環境整備審議会条例」により、「鎌倉市生活環境整備審議会」を設置しています。

これらの制度や組織の活動を通じて、循環型社会形成のための3Rの取組みを積極的に推進していきます。

#### (1) 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民の相互協力・協働の取組みにより、廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するために設置されたもので、主に廃棄物処理事業等に関する諮問機関として、廃棄物行政に係るソフト的施策について検討していきます。

#### (2) 鎌倉市廃棄物減量化等推進員

廃棄物の発生抑制、減量化・資源化及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行うことを目的とし、それらに熱意と見識のある方々の中から市長が委嘱し、ごみの発生抑制や減量化・資源化、適正排出の推進及び指導、不法投棄の防止等の活動を行っています。

委嘱は自治・町内会や商店会の推薦を受けて行いますが、ごみの発生抑制等といった事業の効果を上げるためには、市民、事業者、滞在者、市が協働することが重要です。鎌倉市廃棄物減量化等推進員は、市民、事業者、市の掛け橋や、地域のリーダーとして活躍しています。

#### (3) 鎌倉市生活環境整備審議会

一般廃棄物処理施設等、主に廃棄物行政に係るハード的施策についての検討を行います。施設整備の検討に当たっては、鎌倉市生活環境整備審議会の意見を聴きながら、より効率的、効果的で、環境への負荷が少ない安全・安心な施設整備を検討していきます。

## 2. 連携体制

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、滞在者、市がそれぞれの立場における役割を認識し、協力・協働して活動することが必要です。前記の制度や組織を活用し、国や県と調整しながら市民、事業者、市の相互連携の強化を図ります。

### (1) 市民、事業者、滞在者、市との連携・協働

市民、事業者、滞在者、市が、ごみの減量を自らの問題として捉え、それぞれの立場における役割を認識するとともに、おのおのが対等の立場で、循環型社会の形成という共通の目的に向けた取組みを推進していきます。

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けた取組みを推進します。

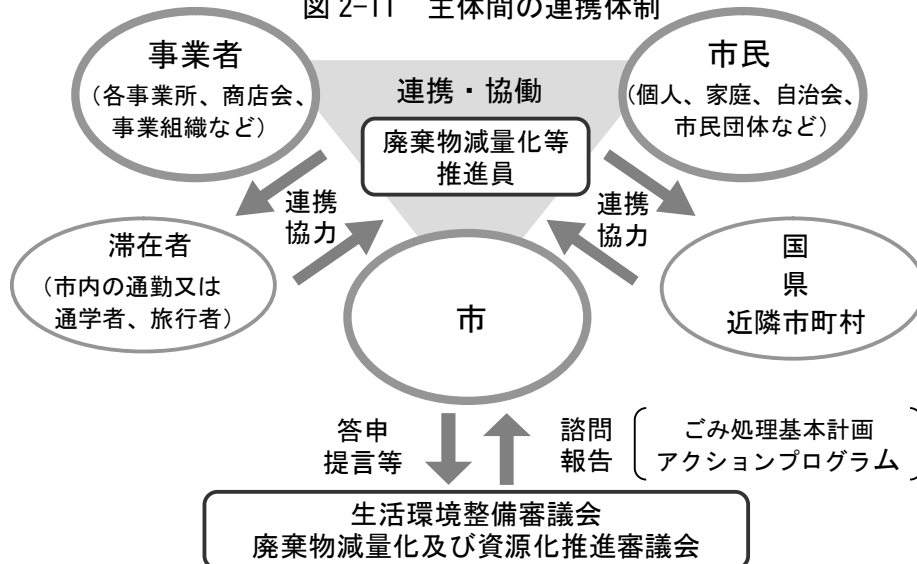
### (2) 国、県、近隣市町村等との連携

近年、循環型社会の形成に向けた法律と計画の整備・策定について、積極的な取組みが行われています。具体的な規制・誘導・啓発等は、県や市条例による地域特性を踏まえた施策として推進されていますが、県・市の役割分担の中で、それぞれの持つ課題などの情報の共有化がさらに求められています。

ごみ処理広域化については、平成28年5月に葉山町を加えて鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置するとともに、平成28年7月にごみ処理広域連携に向けた基本理念及び基本方針を定めた覚書を締結しました。基本理念では、ゼロ・ウェイストの実現を目指すこと、基本方針では、「ごみ処理広域化実施計画」の策定について、広域連携による適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築について、既存施設における共同処理の可能性の協議検討について、生ごみの減量・資源化を連携して取り組むことを定めています。今後、覚書に基づき、広域連携に向けた具体的な役割分担や施策を検討していきます。

廃棄物の処理に係る技術的進歩や、災害対策をはじめとする社会情勢の動向を注視するとともに、国や県、近隣市町村等との連携や情報交換により、効率的かつ安定的な処理体制の構築に努めます。

図2-11 主体間の連携体制



### 3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取組みを明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

本市では、年度ごとのごみ処理量等の数値を盛り込んだごみ処理実施計画とともに、具体的な取組みを定めた事業計画（アクションプログラム）を作成し、計画的で着実な事業の推進を図るとともに、毎年度の実績等を公表するものとします。

また、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会は、行政のまとめた実績数値を基に、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、目標達成に向けて必要な取組みの見直しを提言していきます。

本計画を着実に推進していく一方、事業実施に対する費用対効果や、受益と負担の適正化等を考慮し、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドを行っていかねばなりません。

計画の進行状況や達成状況に関する市民理解を深めることが重要かつ効果的であることから、計画全体の進行管理を行うとともに、その取組み結果をまとめ、市民にわかりやすく評価していくものとします。

なお、本計画は、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間としていますが、ごみ処理状況や社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や審議会の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

図2-12 計画の進行管理（PDCAサイクル）

